



**Daiwa House**

大和ハウスグループ

大和ハウスが  
お届けする  
火災保険



2024年10月以降  
保険始期用

パンフレット兼重要事項説明書

# D-assistⅡ

個人用火災総合保険・  
D アシストⅡ

「DアシストⅡ」は、共栄火災「個人用火災総合保険」の大和ハウス用販売タイプのペットネームです。

Happy Assist<sup>TM</sup>  
For  
Daiwahouse Owner

住宅購入者割引

家財セット割引

適用

大和ハウスグループの総合力で

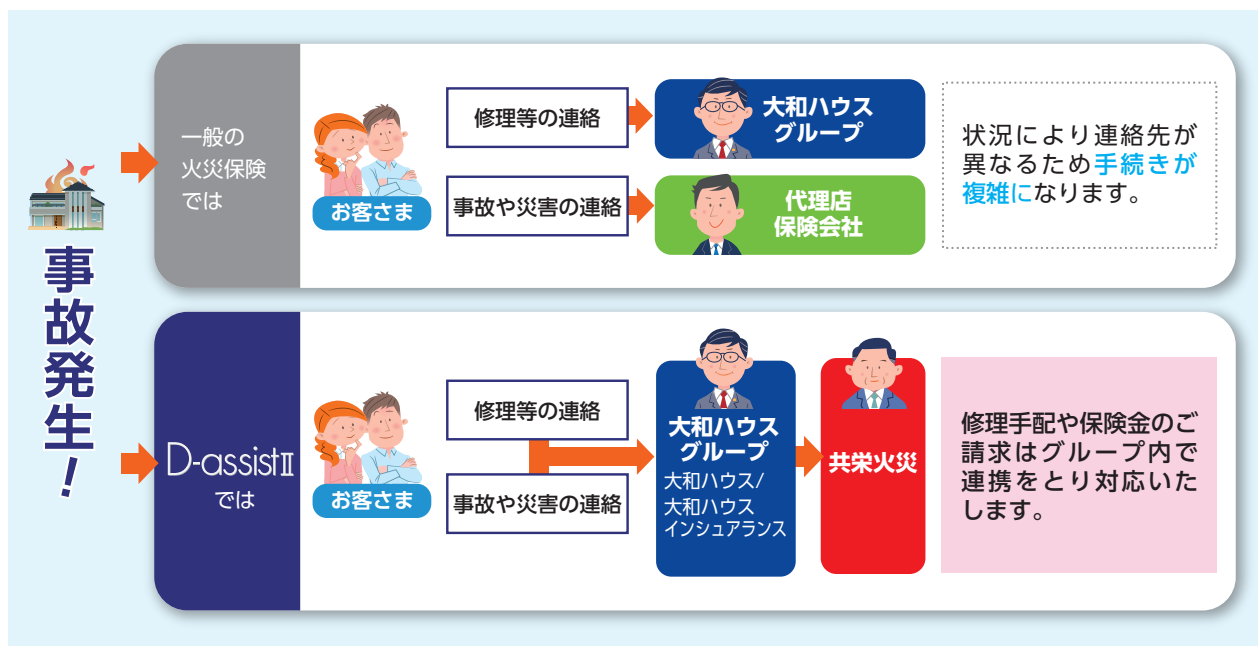
# 大切なお住まいと家財を しっかりお守りします！

お客さまに  
とっての窓口が  
1本になります！メリット  
1

## 事故窓口の1本化による安心の事故対応サービス

大和ハウスグループで保険加入いただくことにより、保険金請求の可否に関わらず、トラブル発生時には効率的な対応が可能となります。

- ・保険事故の場合、修理手配と保険金請求を同時に行うことができ効率的な対応が可能になります。
- ・保険金の請求漏れを防ぐことができます。



## もしも事故にあわれた場合でも万全の体制で安心！

### 大和ハウスインシュアランス 事業所

- ① 本社・大阪本店営業所
- ⑨ 岡山営業所
- ⑩ 広島営業所
- ⑪ 四国営業所
- ⑫ 松山出張所
- ⑬ 福岡営業所

- ② 札幌営業所
- ③ 東北営業所
- ④ 北関東営業所
- ⑤ 東京営業所
- ⑥ 金沢営業所
- ⑦ 静岡営業所
- ⑧ 名古屋営業所



大和ハウスインシュアランス各事業所の連絡先は以下URLにて  
<https://www.daiwahouse-ins.jp/about/index.html>



メリット

2

## 大和ハウスオーナー様専用の火災保険!

「住宅購入者割引」を適用した大和ハウスオーナー様専用の火災保険をご提案します。

メリット

3

## お客さまに最適な保険設計をご提案します!

保険契約に必要な詳細データ(建物の構造・ご契約金額(請負金額)・お引渡し日など)を把握しており、お客さまに無駄のない、最適な保険金額(補償の限度額)での加入をご提案していますので、万一の際には十分な補償を受けられます。



## 保険料のお支払いは口座振替をおすすめします!

**口座登録はネット口座振替が便利です。**

お客さまのスマートフォンから  
金融機関WEBサイトにアクセスし、  
ペーパーレス・印鑑レスで完了させる  
ことができます。

D-assistⅡ  DアシストⅡ

### 共栄火災とは

共栄火災は「大和ハウス創業以来」の  
信頼関係を築いてきました。

1955年

(昭和30年)

・大和ハウス創業時から取引開始

2003年

(平成15年)

・損害保険会社として最初に大和  
ハウス住宅購入者向け専用火災  
保険を開発・提供  
・共栄火災を幹事損害保険会社と  
して、大和ハウスにて損害保険  
代理店事業を開始

2007年

(平成19年)

・共栄火災を幹事損害保険会社とし  
て、保険代理店専業会社である大  
和ハウスインシュアランス設立

共栄火災「DアシストⅡ」を  
自信をもってご案内します。

## 目次 contents

- ご契約プラン ..... 5
- プランニング／保険金支払事例 ..... 7
- 支払ランキング・水災への備えについて ..... 9
- 家財の補償について ..... 11
- 地震保険のおすすめ ..... 13
- 各種特約／支払方法／サービス ..... 15
- よくあるご質問Q&A ..... 21
- ご契約にあたって ..... 23
- 詳しい補償内容(基本契約) ..... 25
- 重要事項説明書 ..... 27



## 安心 その1

“幅広い補償”で

**安心!**



「DアシストⅡ」では、火災をはじめ、近年多発している「台風、竜巻、ひょう災、雪災」、「洪水、土砂崩れ、落石等の水災」から「日常生活の思いもよらない事故」まで、大切な“お住まい”の「建物」や「家財」を幅広くお守りします。

さらに、地震保険で地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害も補償します。

## 安心 その2

損害の額を全額補償してくれるから

**安心!**

「DアシストⅡ」では、ご契約時に建物の新価での評価を適切に行い、その評価額の範囲内で保険金額を設定し、ご契約いただいた場合、保険金額を限度に損害の額を全額補償します。

ご契約時に適正に評価

契約時  
評価額 **4,000万円**



保険  
金額 **4,000万円**

5年後



D-assistⅡ 大和ハウス DアシストⅡ は

ご契約時の評価額に基づき、保険金をお支払いしますので、保険金額を限度に全額を補償します。



従来の火災保険※は…

保険金のお支払時に再度評価するため、事故発生時(再評価時)の物価変動で建物の評価額が下落していた場合は、ご契約時の保険金額の全額まで補償されない可能性があります。



※従来の火災保険とは、住宅総合保険等をいいます。

## 安心 その3

保険金の支払方法が  
わかりやすく

**安心!**

「DアシストⅡ」では、保険金額を限度に損害の額から自己負担額を差し引いた額を全額お支払いすることで、従来の火災保険※にあったお支払のわかりにくさを解消しました。

損害の額

— 自己負担額\*

= 損害保険金

\*全焼等により建物を復旧できない場合などには自己負担額を差し引きません。

ワンポイント  
アドバイス

従来の火災保険※では、損害の程度によっては損害が補償されないなど、わかりにくいお支払となるケースがありました。

たとえば、“風災、ひょう災、雪災”による  
損害が発生した場合…



従来は

損害の額が20万円未満の場合 → 保険金をお支払いできません。

損害の額が20万円以上の場合 → 保険金をお支払いします。

現在は

損害の額

— 自己負担額

= 損害保険金

※従来の火災保険とは、住宅総合保険等をいいます。

## 安心 その4

自動継続で

**安心!**

保険期間は最長で5年までとなりますので、住宅ローン等の返済期間より短いことも。

また、満期を迎えたときにうっかり更新忘れがあったら大変です。保険期間5年を選択された場合には、**自動継続特約**(「**保険契約の継続に関する特約**」)の付帯をお勧めします。

※詳細はP19をご覧ください。

## 安心 その5

住まいの急なトラブルにも  
便利なサービスがあるから

**安心!**

「DアシストⅡ」では、カギ開けや排水管のつまり等、“住まいのトラブル”に、専門スタッフを手配する



をご提供します。



(注)「住まいの助っ人くん」のご提供には、一定の契約条件を満たす必要があります。詳細はP20をご覧ください。

さらに 2つの割引があるからおトクで

**安心!**

住宅購入者  
割引

大和ハウスのオーナー様が建物またはその収容家財を保険の対象として、大和ハウスグループでご契約いただくと、住宅購入者割引が適用されます。

(注)地震保険の保険料には住宅購入者割引を適用しません。

# 悪質な住宅修理業者とのトラブル防止に

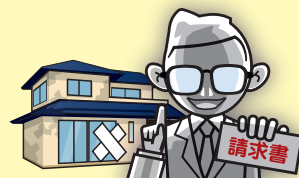
## ★ 建物を保険の対象とするご契約について

### NEW 建物の復旧に関する特約

「再調達（評価済）」かつ建物を保険の対象とするご契約には、「建物の復旧に関する特約」が自動的にセットされます。

保険の対象である建物に生じた損害について、被保険者が復旧した場合に保険金をお支払いします。ただし、あらかじめ復旧することをお約束いただき、共栄火災が認めた場合等については、復旧前に保険金をお支払いします。

建物の保険金支払いに復旧を要件とするこの特約を自動的にセットすることで、災害に便乗した業者が関与する偽装事故等の不正な保険金請求を抑制し、トラブル防止につなげます。



## ★ 悪質な住宅修理業者とのトラブルの際に

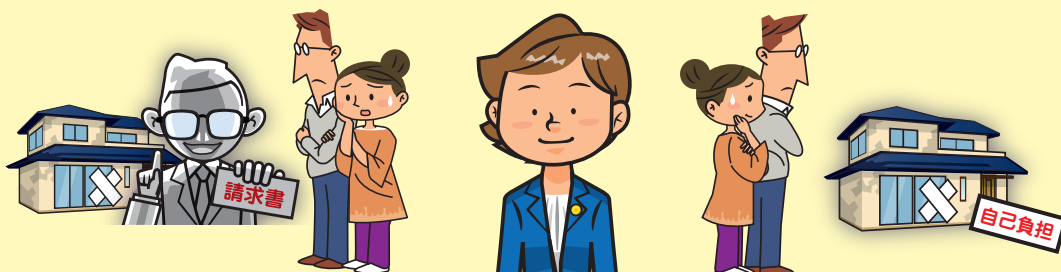
### NEW 住宅修理トラブル弁護士費用特約

建物を保険の対象とするご契約には、「住宅修理トラブル弁護士費用特約」が自動的にセットされます。

近年、住宅修理に際し、悪質な業者が「保険が使える」と勧誘してトラブルになるケースが増加しており、このような悪質な住宅修理業者とのトラブルの際に、弁護士に対応をお願いする場合や法律相談をする場合に弁護士費用および法律相談費用をお支払いする特約です。

#### トラブルの事例

- 災害に便乗し、火災保険の請求を勧誘する業者が、本来は支払い対象とならない損害（偽装事故や経年劣化等）に対して保険金請求を促し、お客さまに対して高額な手数料を請求する。
- 災害に便乗した住宅修理業者や保険金請求代行業者（報酬金は支払われた保険金で対応できると勧誘をしてくる業者）と契約してしまった場合、お客さまに保険金が支払われず修理代金を自己負担することになったり、解約しようとする和高額な解約手数料を要求される。



## 建物・家財 セット割引

建物と家財を1保険契約申込書でご契約いただく場合、家財保険料の割引があります。  
(注) 割引適用には一定の条件があります。詳細はP11をご覧ください。

3プランからお選びください。



**ワイド+**  
プラス  
〈フル補償〉

最も補償の充実した  
プレミアムなタイプです。

## 損害保険金の補償内容

ご希望の補償範囲に応じて3つの契約プランをご用意しました。

補償  
CHECK



補償  
CHECK

選べる  
契約  
プラン

CHECK

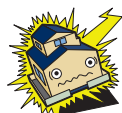
CHECK

CHECK

①火災



②落雷



③破裂・爆発



④風災、  
ひょう災、  
雪災

※竜巻による損害も含まれます。



⑤水災※1



⑥建物外部  
からの  
物体の落下、  
飛来、衝突



⑦水濡れ※2



⑧騒じょう・  
労働争議  
等に伴う  
暴力行為・  
破壊行為



ご加入者の89%※6が  
**ワイド+**と**ワイド**を  
お選びいただいております

自己負担額 なし

★**ワイド+**  
プラス  
建物電氣的・機械的事故特約付



★**ワイド**



**ベーシック**



★……………**助っ人くん**をご提供します。詳細はP20をご覧ください。

\*上記のご契約タイプ以外をご希望される場合は、お問い合わせください。

※1 水災 台風・暴風雨等により発生した洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災による損害次のいずれかの場合に補償します。

- ① 建物が保険の対象である場合は、協定再調達価額の30%以上の損害が生じた場合
- 家財が保険の対象である場合は、再調達価額の30%以上の損害が生じた場合
- ② 居住の用に供する部分の床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により保険の対象に損害が生じた場合

※2 水濡れ 給排水設備の事故または他の戸室に生じた事故による水濡れ損害を補償します。

※3 盗難 次のいずれかの場合に補償します。

- ① 建物の盗取・汚損・損傷(建物を保険の対象とした場合)
- ② 家財の盗取・汚損・損傷(家財を保険の対象とした場合)
- ③ 現金・小切手・預貯金証書等の盗難(家財を保険の対象とした場合)

※4 上記①～⑨以外の不測かつ突発的な事故

誤って自宅の壁を壊した場合など、不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)による損害を補償します。ただし、微細な傷や凹みなど、保険の対象の機能上支障のない損害に対しては、保険金をお支払いできません。(詳しくはP25～26をご覧ください。)

※5 建物電氣的・機械的事故

保険期間の途中から追加することはできません。また、新築建物(建築年月から保険始期年月までの期間が11か月以内)を対象とする契約およびその継続契約にのみ付帯可能です。

※6 プラン選択割合

2022年4月から2024年3月に大和ハウスで新規にご加入いただいた「DアシストII」のご契約のうち、ワイドプラスとワイドでのご契約の割合となります。

## 保険期間は…

5年までの整数年でお決めいただけます。

## ご契約プランは…

保険期間の中途でのプラン(型)の変更はできませんので、十分に検討しご契約ください。

D-assistⅡ  DアシストⅡ

**ワイド**  
〈補償重視〉

充実した補償内容をお求めの方におすすめのタイプです。

**パーソナル**  
〈補償/コスト〉

補償内容とコストのバランスを考えた標準的なタイプです。

### ⑤ 水災の補償を補償対象外とすることもできます。

#### ⑨ 盗難※3



#### ⑩ ①～⑨以外の不測かつ突発的な事故※4 (破損・汚損など)



#### 建物電氣的・機械的事故※5



#### 建物・家財セット割引

住宅オーナーさま

**84%**※7

の方が家財にご加入  
いただいております。

※詳しくはP11を  
ご覧ください。

自己負担額 **3万円**

自己負担額 **3万円**



補償されません

補償されません

補償されません

#### ※7 建物・家財セット割引加入率

2022年4月から2024年3月に大和ハウスで新規にご加入いただいた「DアシストⅡ」のご契約のうち、家財セット割引が適用されたご契約の割合となります。(保険の対象が専用住宅・建物である契約にかぎります)

#### ※8 地震保険加入率

2022年4月から2024年3月に大和ハウスで新規にご加入いただいた「DアシストⅡ」のご契約における地震保険の加入率となります。(保険の対象が専用住宅・建物である契約にかぎります)

## 費用保険金の補償内容



**臨時費用保険金** (ご希望によりセットしない  
ご契約も可能です。)  
損害保険金にプラスしてお支払いします。

損害保険金 × **10%**(限度額100万円)

全プラン共通で自動的にセットされる各種費用の補償です。

#### 仮修理費用保険金・ 損害範囲確定費用保険金

(仮修理費用・損害範囲確定費用特約)



損害保険金が支払われる場合に、損害を受けた保険の対象の復旧にあたり発生した仮修理費用または損害範囲確定費用について保険金をお支払いします。  
(例) 台風で破損した屋根をブルーシートで応急処置した場合の費用など

#### 地震火災費用保険金



地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上となった場合または保険の対象の家財が全焼した場合は、保険金額の5%をお支払いします。

#### 残存物取片づけ費用保険金



損害保険金が支払われる場合に、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、損害保険金の10%を限度に実際にかかった費用をお支払いします。

#### 水道管凍結損壊修理費用保険金



建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。(ただし、パッキンのみに生じた損壊は含みません。)  
保険の対象に建物が含まれる場合のみ補償します。  
(注) 屋外にある散水栓や足洗い場等は、建物の専用水道管に含まれません。

#### 〈その他の補償内容〉 損害防止費用



火災、落雷、破裂・爆発による損害の発生または拡大の防止のために、必要または有益な費用を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。

全プラン共通でセットしてご提案する費用の補償です。

#### ドアロック交換費用特約



日本国内で建物のドアのカギが盗まれ、ドアの錠の交換費用を被保険者が支出した場合にその交換費用をお支払いします(3万円限度)。

さらに

D-assistⅡ  にセットされます。

(ご希望によりセットしないご契約も可能です。)

地震保険  
加入率※8  
**87%**

## 地震保険

詳しくは  
P13へ

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

保険金支払事例はP8をご覧ください。

詳しい補償内容・保険金をお支払いできない  
主な場合はP25～26をご覧ください。

# プランニング



## プラン選択のポイント



それでは…

どんなプランがいいのか、良くわからないなあ



フローチャートで気になることをチェックして、ぴったりプランを探してみましょう！



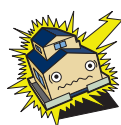
### 共通補償

全てのプランで下記補償が受けられます。

火災



落雷



破裂・爆発



風災、ひょう災、雪災



(竜巻による損害も含まれます。)

水災



建物外部からの物体の落下、飛来、衝突



水濡れ



(洗濯機の排水パイプが壊れて汚水が漏れ、床を張り替えたなど)

盗難



### 気になる事チェック! No.1

1つでも心配な事がありますか?

気になる!



不測かつ突発的な事故  
不測の損害に備えたい

(室内で椅子が倒れ、ガラスを割ったなど)



気になる!



不測かつ突発的な事故  
小さなお子さまが建具や家財を壊したりする心配がある



いいえ

はい



### 気になる事チェック! No.2

右記の事故は心配ですか?

いいえ

はい

気になる!



建物電氣的・機械的事故  
スマートハウス仕様で電気設備の故障によるトラブル



ベーシック

ワイド

ワイド+  
建物電氣的・機械的事故特約付

おすすめ

ご注意

- 保険期間中にプランを変更することはできません。
- 建物電氣的・機械的事故特約を保険期間の中途から追加することはできません。
- 建物電氣的・機械的事故特約は新築建物(建築年月から保険始期年月までの期間が11か月以内)を対象とする契約およびその継続契約にのみ付帯可能です。

## ワイドプラスプラン

【建物電氣的・機械的事故】(ワイドプラスプランのみ補償、自己負担額3万円)が適用された事例です。

建物電氣的・機械的事故

支払保険金  
約21万円

エアコン室外機のコンプレッサー部分が故障したためエアコンが作動しなくなった。

支払保険金  
約14万円

給湯器制御部において過電流が発生したため給湯器が作動しなくなり、お湯が出なくなった。



支払保険金  
約28万円

温水洗浄便座内部のモーターが故障したため、温水洗浄便座が使用できなくなった。



支払保険金  
約87万円

受水槽加圧ポンプの基盤がショートしたためポンプが作動しなくなり、給水できなくなった。

支払保険金  
約3万円

換気扇のモーターが焼付いたため、換気扇が作動しなくなった。

支払保険金  
約12万円

浴室乾燥機内のモーターが焼付いたため異音が発生し、浴室乾燥機が使用できなくなった。

## ワイドプラン

【不測かつ突発的な事故】(ワイドプラスプランおよびワイドプランにて補償、自己負担額3万円)が適用された事例です。

⑩  
不測かつ突発的な事故  
(破損・汚損など)

建物

支払保険金  
約4万円

模様替でタンスを移動しようとして、床が陥没した。



家具を移動中に誤ってベランダガラスを割ってしまった。



掃除中、網戸が倒れて破損した。

家財

支払保険金  
約11万円

引越し準備のため、テレビ台を動かした際、テレビが倒れ破損してしまった。



掃除中に誤って、花瓶を倒してしまい破損した。



自宅建物内で一眼レフカメラを落とし、破損した。



子どもが誤ってサイドボードの上の置時計を落とし、破損した。

## ベーシックプラン

ワイドプラスプラン、ワイドプランおよびベーシックプランで補償

### ①火災

支払保険金  
約3,344万円



タコ足配線のコンセントから漏電によって出火し、1階2階ともに全焼。収容家財も焼失した。

### ②落雷

支払保険金  
約49万円



落雷により、配電盤・給湯器ユニット・空調機ユニットが動作不能となったため、交換工事が必要となった。

### ③破裂・爆発

支払保険金  
約1,487万円



タバコの火が、充滿していたガスに引火し爆発が発生した。

### ④風災、ひょう災、雪災

支払保険金  
約109万円



台風により住宅のフェンスが倒壊した。

### ⑤水災

支払保険金  
約1,402万円



台風による大雨により浸水が発生し、建物の棟の高さまで完全に水没した。

### ⑥建物外部からの物体の落下、飛来、衝突

支払保険金 約29万円



駐車場のブロック塀・フェンスに当て逃げされ、ブロック塀の基礎部分に亀裂が生じ、フェンスも歪んでしまい、支柱の交換などの工事が必要となった。

### ⑧騒じょう・労働争議等に伴う暴力行為・破壊行為

想定される支払保険金 約250万円



自宅前で集団による破壊行為が発生し、自宅の塀や壁が破壊されてしまった。

### ⑦水濡れ

支払保険金 約58万円



洗濯機を使用中に排水パイプの接合部分が壊れたため、洗濯機の排水パイプから汚水が漏れる水濡れ損害が発生し、床の張替えが必要となった。

### ⑨盗難

支払保険金計 約170万円



窓ガラス・サッシを壊され、空き巣の被害に遭い、ノートパソコン・デジタルカメラなどの家電製品や腕時計・貴金属・現金等を盗まれた。

## 火災以外の事故も「DアシストⅡ」なら安心！

下表の損害保険金の平均支払保険金ランキングでは水災事故が第1位です。  
水災による事故は件数は少ないですが、一度発生すると損害額は高額になります。

「DアシストⅡ」なら火災以外の事故も幅広く補償します。



| 事故件数ランキング                                                                                               |              | 順位  | 損害保険金の平均支払保険金ランキング                                                                                        |              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 事故種別                                                                                                    | 事故件数割合       |     | 事故種別                                                                                                      | 平均支払保険金      |
|  <b>風災、ひょう災、雪災</b>     | <b>46.3%</b> | 第1位 |  <b>水災</b>              | <b>576万円</b> |
|  建物外部からの物体の落下、水濡れ、盗難など | <b>18.6%</b> | 第2位 |  火災、落雷、破裂・爆発            | <b>96万円</b>  |
|  不測かつ突発的な事故            | <b>17.9%</b> | 第3位 |  風災、ひょう災、雪災             | <b>52万円</b>  |
|  建物電氣的・機械的事故          | <b>8.5%</b>  | 第4位 |  建物外部からの物体の落下、水濡れ、盗難など | <b>38万円</b>  |
|  火災、落雷、破裂・爆発         | <b>7.3%</b>  | 第5位 |  不測かつ突発的な事故           | <b>12万円</b>  |
|  水災                  | <b>1.4%</b>  | 第6位 |  建物電氣的・機械的事故          | <b>8万円</b>   |

(共栄火災の2019年度から2023年度における個人用火災総合保険支払実績より)

## 水災への備えは万全ですか？

プラン選択にあたって、必ず確認してください。



### 災害リスクを正しく認識しよう

Q ご自宅のある場所に、どんな災害のリスクがあるか理解していますか？

お住まいの市区町村などが公表している災害リスクに関する情報(水害ハザードマップ、津波浸水想定区域図、火山防災マップ、土砂災害警戒区域図など)を確認し、自宅のある場所にどんな災害リスクがあるのか確認しましょう。また、災害時にどこに避難すればいいのかも確認し、家族で話し合しましょう。



「ハザードマップポータルサイト」  
(国土交通省)

※リスク情報の閲覧サイト。

左記記載の情報も一部閲覧可能。

(URL: <https://disaportal.gsi.go.jp/>)



### 生活再建に必要なお金を知ろう

Q 万が一住宅が被害を受けた場合、再建にどのくらい費用がかかるか知っていますか？

過去の多くの災害では、保険・共済に入っていなかったために住宅再建が非常に困難になった被災者がたくさんいらっしゃいます。住宅が被害を受けた場合に使える公的な支援制度もありますが、それだけで住宅再建が出来るものではありません。生活の再建には家財の再取得も必要になります。いざというときのために、再建費用を試算し、保険・共済による備えを検討してみましょう。



公的支援制度について調べてみよう

- 被災者生活再建支援制度: 支援金1世帯あたり最大300万円
- 住宅の応急修理(災害救助法): 修理限度額1世帯あたり57.4万円(平成29年度基準)
- 災害復興住宅融資(住宅金融支援機構)

出典: 内閣府作成「保険・共済加入のすすめ」

(URL: <http://www.bousai.go.jp/kyoiku/hokenkyousai/sienseido.html>)

## 水災(水害)は どのくらい起きているの?

雨が多い日本では、毎年、全国のどこかで大雨による河川の氾濫などにより、個人の住宅や資産、公共施設などに損害を与え、時には人命を奪う「水害」が起っています。

全国にある1,741市区町村(令和元年末)のうち、平成23年から令和2年までの10年間に一度も河川の氾濫などによる水害が起きていないのは、わずか56市区町村(3.2%)に過ぎません。残り1,685市区町村(96.8%)では10年間に1回以上の水害が起きており、さらに半数以上の794市区町村(45.6%)では、10年間に10回以上の水害が発生しています。水害は身近な災害のひとつだといえます。

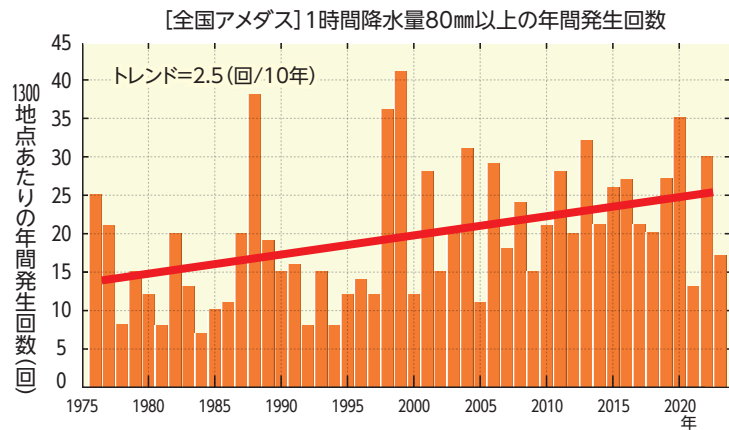
出典:政府広報オンライン「暮らしに役立つ情報」

(URL:<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201507/1.html>)



過去10年の間に**97%**の  
市区町村で水害が発生。

### 日本の増加する豪雨



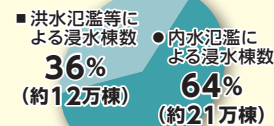
### 内水氾濫への補償の必要性も高まっています

- 過去10年間の全国の水害被害額は合計で約2.5兆円で、そのうち約3割が内水氾濫(東京都では、約7割が内水氾濫)となっています。
- 全国の浸水棟数の合計は内水氾濫によるものが約21万棟となっています。

#### 【被害額】〈全国〉



#### 【浸水棟数】〈全国〉



出典:水害統計(平成21～30年の10年間の合計)により集計

### ポイント

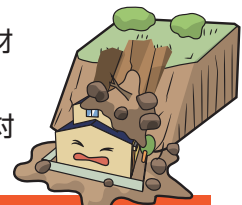
近年、異常気象の影響により、水災の事故が増加傾向です。  
地球環境の将来予測が困難な状況で、水災の危険は確実に増しているものと思われます。  
実際に、これまで水災が発生しないような地域でも、水災が発生しています。

## 水災の補償内容

台風、暴風雨等により発生した洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災による損害

次のいずれかの場合に補償します。

- ①建物が保険の対象である場合は、協定再調達価額の30%以上の損害を受けたとき、家財が保険の対象である場合は、再調達価額の30%以上の損害を受けたとき\*
- ②居住の用に供する部分の床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により保険の対象が損害を受けた場合\*



水災では、洪水による損害だけでなく、**土砂崩れ**などによる損害も補償します。  
水災を補償しないプランでは、これらの損害は補償されません。

※①、②に該当しない場合でも、水災の補償を拡大する特約をご用意しています。詳しくはP17をご覧ください。



## 家財の補償について

# 家財は建物とは別に 保険をつけなければ補償されません。

火災等の損害から元の状態に復旧するためには、建物だけでなく  
家財の補償も大切です。意外と高額な家財の補償への備えは万全ですか？



# 84%※

## 家財の加入率

※2022年4月から2024年3月に  
大和ハウスで新規にご加入いた  
だいた「DアシストII」のご契約に  
おける加入率となります。

個人用火災総合保険「DアシストII」は

## 建物・家財セット割引

で**お得**です！

建物と家財を1保険契約申込書でご契約いただく場合、  
家財の基本契約部分の保険料が**10%割引**となります。  
(割引適用には一定の条件があります。)

### 条件

- 個人用火災総合保険で、評価基準・支払基準が「新価・実損払」であること
- 保険期間の初日が2021年1月1日以降であること

**ご契約当初から建物とセットで家財にご加入いただくことをおすすめします。**

## 家財の評価額について

家財の評価額は予想以上に**高額**です。

少しずつ買いそろえてきた大切な家財。もう一度買い直すとしたら…

45歳Aさんご家族(ご夫婦とお子さま2名)の場合

家財の評価額(新価)の目安は**約1,720万円!**

### 家財の評価額事例

45歳のAさんは、奥さま・ご長男・  
ご長女の4人家族。

万一のときには、家電製品はもちろん  
衣類や寝具類など、すぐに買い直  
す必要があることはわかるのです  
が、家財が全部でいくらになるのか、  
よくわかりません…



### 共通家財 日常生活用品からテレビ・冷蔵庫まで **740万円**



- 家具/応接セット、サイドボード、ダンス、鏡台、本棚、ベッドなど……………220万円
- 家電/テレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコン、オーディオ、掃除機など……………410万円
- その他/タオル類、洗面用具・洗剤、食器、調理器具、花瓶、本、おもちゃなど…110万円



### Aさん **300万円**

- 服飾類/スーツ、コート、礼服など……………140万円
- 肌着類/シャツ、肌着など……………30万円
- 身回品/時計、靴、鞆、めがねなど……………120万円
- 寝具類/布団、シーツ、毛布など……………10万円



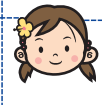
### 奥さま **530万円**

- 服飾類/コート、ワンピース、スーツなど……………240万円
- 肌着類/シャツ、肌着など……………90万円
- 身回品/時計、靴、鞆、サンダルなど……………190万円
- 寝具類/布団、シーツ、毛布など……………10万円



### ご長男 **60万円**

- 服飾類/ジーンズ、スポーツウェアなど……………20万円
- 肌着類/シャツ、肌着など……………10万円
- 身回品/スニーカー、靴、めがねなど……………25万円
- 寝具類/布団、シーツ、毛布など……………5万円



### ご長女 **90万円**

- 服飾類/スカート、コート、セーターなど……………20万円
- 肌着類/シャツ、肌着など……………20万円
- 身回品/靴、鞆、帽子など……………45万円
- 寝具類/布団、シーツ、毛布など……………5万円

### 参考 標準的な世帯の家財価額表 (再調達価額基準)

世帯主の年齢や家族構成などを基準に保険金額を設定してください。

(2024年10月現在)

| 世帯主の年齢     | 家族構成       |          |                  |                  |                  |
|------------|------------|----------|------------------|------------------|------------------|
|            | 1名<br>独身世帯 | 2名<br>夫婦 | 3名<br>夫婦 + 子ども1名 | 4名<br>夫婦 + 子ども2名 | 5名<br>夫婦 + 子ども3名 |
| 28歳未満      |            | 580万円    | 670万円            | 750万円            | 860万円            |
| 28歳以上33歳未満 |            | 790万円    | 890万円            | 960万円            | 1,070万円          |
| 33歳以上38歳未満 | 330万円      | 1,120万円  | 1,220万円          | 1,280万円          | 1,410万円          |
| 38歳以上43歳未満 |            | 1,360万円  | 1,460万円          | 1,550万円          | 1,660万円          |
| 43歳以上48歳未満 |            | 1,550万円  | 1,660万円          | 1,720万円          | 1,840万円          |
| 48歳以上      |            | 1,650万円  | 1,740万円          | 1,810万円          | 1,930万円          |



宝石・貴金属・美術品などで1個または1組の価額が30万円を超える家財は、  
お申し込み時に別途申告いただく必要があります。詳細はP.24をご覧ください。

## 保険金の支払事例

ご存知ですか?火災以外の事故でも様々なケースで**家財**への**保険**が役立ちます。

### 保険金のお支払い対象となる事故事例

ワ+ ワ+ ワ+

ワ+ ワ+

ワ+ ワ+

#### 火災 の場合

ワ+ ワ+



タコ足配線のコンセントから漏電によって出火し、1階2階ともに全焼。収容家財も焼失した。

想定される支払保険金  
約**1,600万円**

※世帯主40歳、夫婦+子ども2名

火災の発生は自宅からの出火だけではありません。類焼による損害も大なりリスクです。

#### 落雷 の場合

ワ+ ワ+



自宅のアンテナに雷が落ち、過電流により家電が壊れてしまった。

支払保険金 約**15万円**

近隣への落雷による地面づたいのサージ電流による損害も数多く発生しています。

#### 水災 の場合

ワ+ ワ+

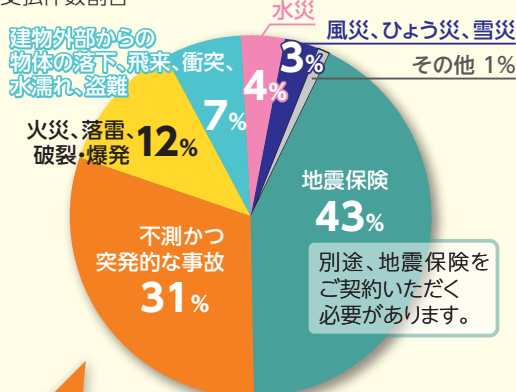


台風による大雨で床上浸水し、家財に損害が生じた。

支払保険金 約**200万円**

台風だけでなく、近年では局地的な豪雨などの異常気象により、水災リスクへの補償の必要性が高まっています。

参考：共栄火災の2019年度から2023年度における火災保険・地震保険の家財支払件数割合



#### 盗難 の場合

ワ+ ワ+



窓ガラス・サッシを壊され、空き巣の被害に遭い、ノートパソコン・デジタルカメラなどの家電製品や腕時計・貴金属・現金等を盗まれた。

支払保険金 約**146万円**

家財の盗難事故は多く発生しています。建物だけでなく、家財の補償も必要です。

不測かつ突発的な事故まで補償される**ワイドワイド**がおすすめです。

#### 不測かつ突発的な事故 の場合

ワ+

引越し準備のため、テレビ台を動かした際、テレビが倒れ破損してしまった。



約**11万円**(自己負担額3万円)

家財で事故件数が多いのは不測かつ突発的な事故です。安心して生活するには幅広い補償が必要です。

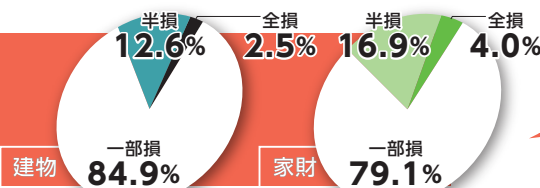
### 地震保険の付帯について

**地震**に備えて、家財にも**地震保険**を!

地震保険

2024年1月1日発生の能登半島地震において地震保険金をお支払いした件数における認定損害区分\*の割合

2024年5月1日時点の共栄火災の地震保険支払件数割合



建物と比較して家財は地震で損害区分の高くなりやすいことが左記のグラフからも分かります。**建物の耐震性は高くても、家財も同じとはかぎりません。家財にも地震保険の加入をご検討ください!**



万一に備えて準備は万全に  
地震保険のおすすめ



地震保険  
加入率

87%※

※2022年4月から2024年3月に大和ハウスで新規にご加入いただいた「DアシストII」のご契約における加入率となります。

地震による損壊等に備えるためには、  
D-assistIIと合わせて地震保険にご加入いただく必要があります。

## 1 補償内容

地震保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって保険の対象である建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。



### お支払いできない主な例

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害 など



「DアシストII」では、  
地震保険をセット  
しないと…

- ①地震等による火災(およびその延焼・拡大損害)によって生じた損害
- ②火災(発生原因の如何を問いません。)が地震等によって延焼・拡大したことによって生じた損害

は、いずれも補償の対象となりません。

(注)地震等による火災によって損害が生じた場合、地震火災費用保険金をお支払いすることがあります。(詳しくは、P26をご覧ください。)

## 2 お支払金額

保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度(全損、大半損、小半損または一部損)に応じて地震保険金額の一定割合(100%、60%、30%、5%)をお支払いします。

| 損害の<br>程度 | 認定の基準                |                       |                         |                                                              | お支払いする<br>保険金の額 |                               |                             |
|-----------|----------------------|-----------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------|-------------------------------|-----------------------------|
|           | 建物                   |                       | 家財                      |                                                              |                 |                               |                             |
| 全損        | 主要構造部<br>*の<br>損害の額が | 建物の時価の<br>50%以上       | 焼失または流失した床面積が           | 建物の延床面積の<br>70%以上                                            | 家財の損害の額が        | 家財全体の時価の<br>80%以上             | 地震保険金額の<br>100%<br>(時価が限度)  |
| 大半損       |                      | 建物の時価の<br>40%以上 50%未満 | 建物の延床面積の<br>50%以上 70%未満 | 家財全体の時価の<br>60%以上 80%未満                                      |                 | 地震保険金額の<br>60%<br>(時価の60%が限度) |                             |
| 小半損       |                      | 建物の時価の<br>20%以上 40%未満 | 建物の延床面積の<br>20%以上 50%未満 | 家財全体の時価の<br>30%以上 60%未満                                      |                 | 地震保険金額の<br>30%<br>(時価の30%が限度) |                             |
| 一部損       |                      | 建物の時価の<br>3%以上 20%未満  | 床上浸水                    | 全損・大半損・小半損に至らない建物<br>が、床上浸水または地盤面より45cmを<br>超える浸水を受け損害が生じた場合 |                 | 家財全体の時価の<br>10%以上 30%未満       | 地震保険金額の<br>5%<br>(時価の5%が限度) |

※地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいい、損害調査においては、建物の機能確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着目点としています。なお、大和ハウスの鉄骨造建物は「開口部・外壁」、木造建物は「基礎・柱・壁・屋根」を着目点としています。

(注)お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円\*を超える場合、算出された支払保険金総額に対する12兆円\*の割合によって削減されることがあります。

\* 総支払限度額は、2024年5月現在のものです。なお、総支払限度額は今後法令により変更される場合があります。

## 3 ご加入にあたって



居住用の建物…住居のみに使用される建物および併用住宅建物をいいます。

家財…ただし、通貨、預貯金証書、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属類等は含みません。

### 地震保険の保険期間

- 主契約が1年以下の場合：主契約の保険期間と合わせてご契約いただきます。
- 主契約が1年を超える場合\*：地震保険を1年ずつ自動的に継続する方式や、最長5年までの長期契約とする方式があります。なお、主契約の保険期間と合わせてご契約いただきます。  
※主契約の払込方法が長期年払・長期月払の場合、主契約の保険期間と合わせてご契約いただきます。
- 主契約の保険期間の中から地震保険をご契約いただくこともできます。  
(注1)地震保険が自動継続する方式でご契約の場合、料率改定などを行ったときは自動継続時に保険料を変更します。  
(注2)地震保険が自動継続する方式でご契約の場合、継続時に継続後の保険料をお支払いいただきます。

## 地震保険の保険金額

建物・家財ごとに「DアシストⅡ」の保険金額の30%～50%に相当する額の範囲内で、地震保険の保険金額を定めていただきます。ただし、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます(地震保険に2契約以上加入されている場合は保険金額を合算して上記限度額を適用します。)

(注)家財のうち、明記物件(P24参照)は地震保険の対象とならないので、明記物件の保険金額を合算する前の家財の保険金額に基づき、地震保険の保険金額を定めていただきます。

## 地震保険のお申し込み 地震保険だけではご契約できません。

「DアシストⅡ」にセットして地震保険をお申し込みください。なお、保険料払込方法は「口座振替払」または「クレジットカード払」からお選びいただけます。

「DアシストⅡ」のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、「DアシストⅡ」のご契約期間中の中途から地震保険をご契約いただくことができますので、ご希望される場合には、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

### 【保険料例】

| 保険料 | 地震保険期間         |                    |
|-----|----------------|--------------------|
|     | 1年間            | 5年間                |
|     | 8,700円<br>(年払) | 40,950円<br>(長期一括払) |

5年・長期一括払を選択することで  
1年あたりの保険料が割安になります。

(注)上記の保険料例は、大阪府に所在する専用住宅建物(地震保険金額1,500万円)、T構造、耐震等級割引50%(耐震等級3)の条件にて、保険始期日を2024年10月1日とした場合の保険料です。

地震保険には住宅の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引の適用を受けるためには、所定の確認資料の提出が必要です。なお、本割引は確認資料をご提出いただいた日以降の保険期間について適用されます。

| 割引種類                                                                                                                                                                                           | 確認資料                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>①免震建築物割引:50%</b><br>●住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合                                                                                                                                        | ●建設住宅性能評価書(写)または設計住宅性能評価書(写) <sup>※1</sup><br>●耐震性能評価書(写)(耐震等級割引の場合にかぎりません。)<br>●フラット35S適合証明書(写) <sup>※2</sup> または現金取得者向け新築対象住宅証明書(写)<br>●長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証(写)または長期使用構造等である旨の確認書(写)<br>●住宅性能証明書(写)<br>●長期優良住宅の認定通知書(写) <sup>※3</sup> および設計内容説明書など“免震建築物であること”または“耐震等級”を確認できる書類(写) |
| <b>②耐震等級割引:(等級に応じて)</b><br>耐震等級3の場合 割引率 <b>50%</b><br>耐震等級2の場合 割引率 <b>30%</b><br>耐震等級1の場合 割引率 <b>10%</b><br>●住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級を有している場合<br>●国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合 | ●共用部分検査・評価シート等の名称の証明書類(写)を含みます。<br>●独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術的基準に適合していることを示す適合証明書(写)をいいます。<br>●住宅用家屋証明書(写)、認定長期優良住宅建築証明書(写)を含みます。                                                                                                                                                           |
| <b>③耐震診断割引:10%</b><br>●地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合                                                                                                             | ●耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号 <sup>※1</sup> )に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写)<br>●耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書など)<br>●※1 平成25年 国土交通省告示第1061号を含みます。                                                                               |
| <b>④建築年割引:10%</b><br>●1981年(昭和56年)6月1日以降に新築された建物である場合                                                                                                                                          | ●建物登記簿謄本(写)、建物登記済権利証(写)、建築確認書(写)、検査済証(写)等の対象建物の新築年月が確認できる公的機関等(国・地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関など)が発行する書類(写)<br>●宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写)、不動産売買契約書(写)または賃貸住宅契約書(写)<br>●登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する工事完了引渡証明書(写)または建物引渡証明書(写)                                                                         |

(注1)上記①～④の割引は重複して適用を受けることはできません。

(注2)すでにいずれかの割引の適用を受けている場合は、その住宅に関わる保険証券(写)等を確認資料とすることができます。

(注3)長期優良住宅とは、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する長期優良住宅の認定を受けた住宅をいいます(増築・改築を含む)。

(注4)長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類の内容により、「免震建築物割引」または「耐震等級割引」のいずれかが適用となります。

地震保険にご加入された場合、地震保険の保険料は地震保険料控除の対象となります。(2007年1月より)



|     | 払込保険料     | 保険料控除額    |
|-----|-----------|-----------|
| 所得税 | 50,000円以下 | 払込保険料全額   |
|     | 50,000円超  | 50,000円   |
| 住民税 | 50,000円以下 | 払込保険料×1/2 |
|     | 50,000円超  | 25,000円   |

※地震保険の保険期間が1年を超える地震保険長期契約で、保険料を一括でお支払いいただいた場合には、払込保険料を地震保険の保険期間で除した額が毎年の控除対象となります。また、その年の1月1日から12月31日に支払った地震保険料がその年の控除対象になります。



## 建物電氣的・機械的事故特約

スマートハウスにおすすめ!!

保険の対象である建物に付加された空調設備、電気設備、給排水・衛生設備、昇降設備、厨房機械設備、駐車機械設備などについて、電氣的・機械的事故が生じた損害を補償します。

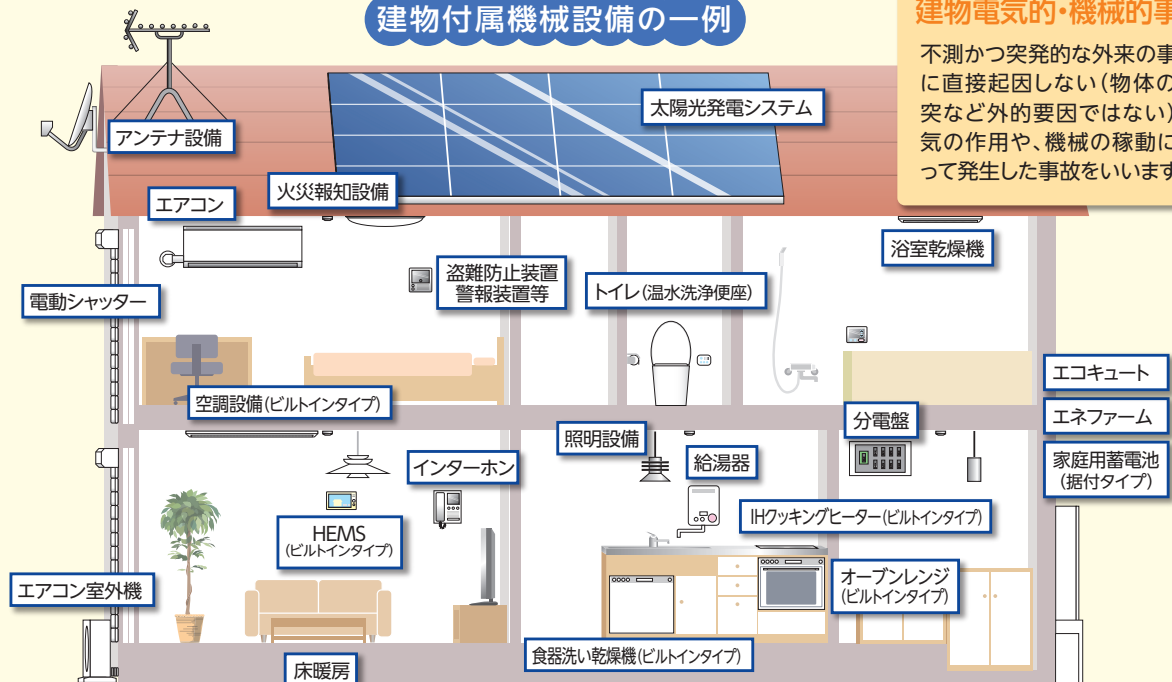
(注1) この特約は新築建物(建築年月から保険始期年月までの期間が11か月以内)を対象とする契約およびその継続契約にのみ付帯可能です。

(注2) 建築年月とご契約いただく保険期間によって継続時の保険料が変更となる場合があります。

### 1 特約の概要

**ワイド+** プラン  
プラス

#### 建物付属機械設備の一例



#### 建物電氣的・機械的事故

不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない(物体の衝突など外的要因ではない)電気的作用や、機械の稼働に伴って発生した事故をいいます。

#### 保険の対象となる機械設備の範囲

建物に付加した次の①～⑤に掲げる機械設備をいいます。

- ①空調設備(例:エアコン、室外機)
- ②電気設備(例:太陽光発電システム、アンテナ設備、受配電盤)
- ③給排水・衛生・消火設備(例:給湯器、ビルトイン食洗機、洗浄機付トイレ)
- ④昇降設備(例:ホームエレベーター)
- ⑤その他の設備(例:シャッター、自動ドア、宅配ボックス、ごみ処理設備、電気錠(パッキングキー))

(注1) 家庭用電化製品(洗濯機、冷蔵庫など)や可搬式・移動式機器は保険の対象に該当しません。

(注2) 補償対象限定特約(建物電氣的・機械的事故特約)が付帯された場合、補償の対象は、建物に設置した日から10年以内の機械設備(太陽光パネルのみ、建物に設置した日から20年以内)に限定します。

#### 保険の対象である機械設備に含まれない物

次の物は、この特約の保険の対象に含まれません。

- コンクリート製・陶磁器製(磚子・磚管を除きます。)\*ゴム製・布製・ガラス製の機器および器具
- 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石およびレンガ
- ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類
- 切削工具、研磨工具、工具類、刃、金型など
- 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒その他の運転に供せられる資材

など

#### 具体的な事故例

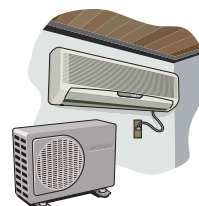
##### 太陽光発電システム



想定される支払保険金 約20万円

パワーコンディショナ(太陽電池からの直流電力を家庭用の交流電力に変換する装置)内部の電子機器が作動せず、電力変換が行われなくなった。

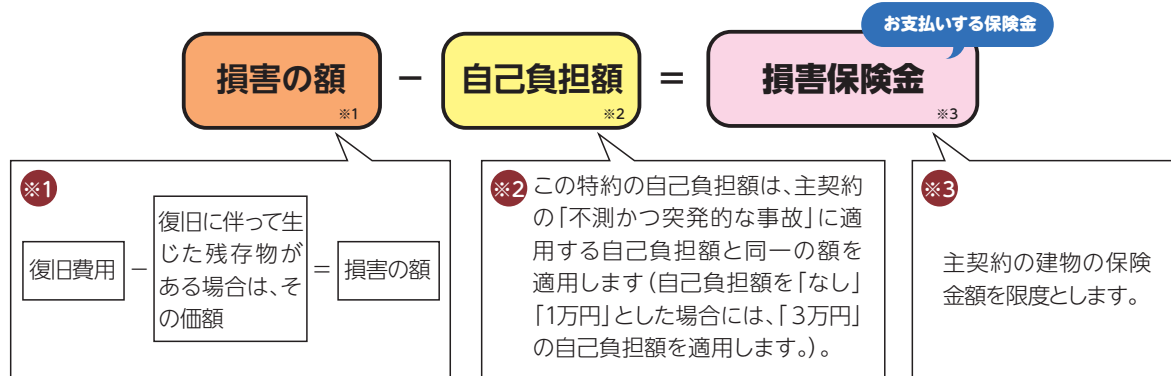
##### エアコンと室外機



支払保険金 約21万円

エアコン室外機のコンプレッサ部分が故障したためエアコンが作動しなくなった。

## 2 お支払いする保険金の額



### 支払例

給湯器の電気系統がショートし、修理に25万円を要した場合  
(自己負担額3万円の場合)

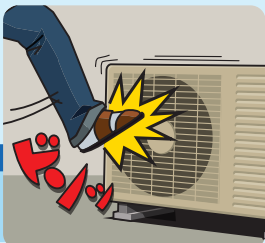
損害の額  $25$ 万円  $-$  自己負担額  $3$ 万円  $=$  損害保険金  $22$ 万円

上記の損害保険金のほか、「臨時費用保険金」(臨時費用保険金「なし」)をお選びいただいた場合は補償されません、「残存物取片づけ費用保険金」(残存物取片づけ費用が発生した場合)、「仮修理費用・損害範囲確定費用保険金」(仮修理費用または損害範囲確定費用が発生した場合)をお支払いします。

## 3 保険金をお支払いできない主な場合

保険契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害、および不当な修理や改造によって生じた事故による損害

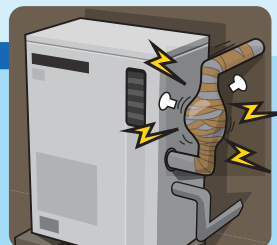
**例**  
意図的に壊した。



ボイラスケールが進行した結果、その部分に生じた損害

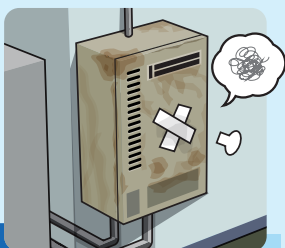
**例**

ボイラスケール(ボイラや熱交換器の水管内壁に、水に含まれるカルシウム成分等が付着堆積すること)により、水管が詰まった。



保険の対象となる自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れ、肌落ちその他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する損害

**例**  
経年劣化により給湯設備が動作しなくなった。



保険の対象となる機械設備または装置の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(保証書、延長保証制度に基づく製造者、販売者、荷送人等の責任を含みます。)を負うべき損害

**例**

エアコンがメーカー保証期間中に故障した。



### 注意

- 一般的な法定耐用年数を超えた機械設備に発生した事故については、保険金をお支払いできないことがあります。
- 保険の対象に発生した故障等の原因が明らかでなく、自然の消耗・摩耗等の経年劣化との判別がつかない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。
- 事故発生時には、現地立会い調査にご協力いただく場合がございます。立会い調査の結果によっては本特約の適用対象外となる場合もございます。



# 特定設備水災補償特約（浸水条件なし）

水災への備えを万全に!!

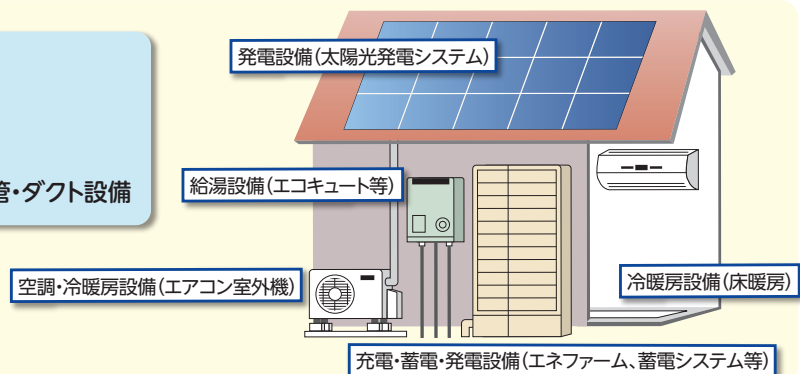
水災※によって、空調設備、冷暖房設備、充電・発電・蓄電設備または給湯設備等に生じた損害について、その損害の程度や浸水状況が水災の損害保険金のお支払条件に該当しない場合に保険金をお支払いします。

※台風・暴風雨等により発生した洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災による損害

## 1 補償の対象

この特約の補償の対象は、次の①～④のうち、保険の対象である建物に付加された機械設備またはその建物と同一敷地内にある機械設備（事業専用のものを除きます。）とします。

- ① 空調設備または冷暖房設備
- ② 充電設備、発電設備または蓄電設備
- ③ 給湯設備
- ④ ①～③の各設備に付属する配線・配管・ダクト設備



## 2 特約の付帯条件

この特約の付帯条件は次のとおりです。

|            |                                             |
|------------|---------------------------------------------|
| 適用となる約款の種類 | 再調達（評価済）にかぎりません。                            |
| 保険の対象      | 保険の対象に建物が含まれていることを条件とします。                   |
| 契約プラン      | 水災を補償する契約プランにかぎりません。                        |
| 特約の追加・削除   | 2021年1月1日以降保険始期の契約は、保険期間の途中で、特約の追加・削除が可能です。 |

## 3 特約の補償内容

| 補償項目                        | 改定内容                                                                                                                                                                                                                         |                              |            |         |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|------------|---------|
| 保険金をお支払いする場合                | <div>● 水災によって、補償の対象に生じた損害について、その損害の程度や浸水状況が、<b>主契約の水災の損害保険金の支払条件に該当しない場合</b>に、保険金をお支払いします。</div> <div>● ただし、主契約により水災の損害保険金が支払われる場合には、この特約の保険金はお支払いしません。</div> <div>○：補償あり　×：補償なし</div>                                       |                              |            |         |
|                             | 浸水状況                                                                                                                                                                                                                         | 損害の程度                        | 特定設備水災補償特約 | 主契約（参考） |
|                             | 居住部分の床下の浸水または地盤面より <b>45cm以下の浸水</b>                                                                                                                                                                                          | 建物の協定再調達価額の <b>30%未満</b> の損害 | ○          | ×       |
| 居住部分の床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水 | 建物の協定再調達価額の30%以上の損害                                                                                                                                                                                                          | ×                            | ○          |         |
| お支払いする保険金                   | 1回の事故につき、100万円を限度として、損害の額を保険金としてお支払いします。                                                                                                                                                                                     |                              |            |         |
| 損害の額                        | <div>● 保険金をお支払いする損害の額は、補償の対象の再調達価額によって定めます。</div> <div>● 損害が生じた補償の対象を修理できる場合は、その再調達価額を限度として、次の算式によって算出した額を損害の額とします。</div> <div><div>修理費</div><div>－</div><div>修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額</div><div>=</div><div>損害の額</div></div> |                              |            |         |
| 自己負担額                       | 主契約の自己負担額設定にかかわらず、自己負担額の適用はありません。                                                                                                                                                                                            |                              |            |         |
| 費用保険金等                      | この特約の保険金をお支払いする場合、主契約の各費用保険金（臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金等）および仮修理費用・損害範囲確定費用特約の各保険金はお支払いしません。                                                                                                                                        |                              |            |         |

### 補償の対象となる事故の例

- 洪水によって住宅の床下に浸水が発生し、エコキュートと室外機が故障した。
- 豪雨によって土砂崩れが発生し、建物には損害が生じなかったが、太陽光発電設備とエネファームが破損し、建物の協定再調達価額の10%の損害が発生した。

## その他の特約（オプション） ひとまわり 大きな安心をプラス！

こんな方におすすめします。

賠償責任

賠償責任

物

物保険・費用（その他）

日常生活上の賠償責任が心配な方へ



CHECK

### 個人賠償責任特約（国内のみ示談交渉サービス付）

賠償

日本国内外において発生した次のいずれかの事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまった、または日本国内において発生した次のいずれかの事故により電車等を運行不能にしたことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、損害を被る場合に保険金をお支払いします。

- 被保険者の居住の用に供される住宅または保険証券記載の建物の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

【ご契約例】保険金額 2 億円

| 保険料 | 1年              | 5年                |
|-----|-----------------|-------------------|
|     | 1,370円<br>(一括払) | 6,020円<br>(長期一括払) |



#### 〈共栄火災による示談交渉サービスについて〉

- ▶この補償の対象となる国内での事故にかかわる損害賠償の請求（訴訟が国外の裁判所に提起された場合を除きます。）にかぎり、共栄火災による示談交渉サービスをご利用いただけます。
- ▶この示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者（この補償を受けられる方）および被害者の方の同意が必要となります。
- ▶賠償責任額が明らかに個人賠償責任特約の保険金額を超える場合は、この示談交渉サービスをご利用いただけません。

（注1）被保険者の範囲につきましてはP22をご覧ください。

（注2）保険金額は下記からお選びいただけます。

①1,000万円 ②3,000万円 ③5,000万円 ④1億円 ⑤2億円

ご近所付き合いを円滑にするために



CHECK

### 類焼損害特約

賠償

火災、破裂または爆発によって、近隣の住宅に損害を与えた場合に保険金をお支払いします。\*

ただし、類焼した住宅建物や家財が他の保険等に加入していた場合、他の保険等が優先となります。

※この特約によってお支払いする保険金の受取人は、類焼損害を被ったお隣の家屋などの所有者となります。通常、お隣の方はこの保険契約の内容をご存知ないため、事故が発生した際、ご契約者から、この保険内容をお伝えいただくとともに、取扱代理店または共栄火災へ類焼損害の発生をご通知いただくなどの手続が必要となります。

（注）保険期間を通じて、1億円を限度とします。ただし長期契約の場合は各契約年度ごとに1億円を限度とします。



持ち出した家財の損害などが心配な方へ



CHECK

### 携行品損害特約（自己負担額1万円）

物

外出中（国内・海外を問いません。）に偶然な事故によって被保険者が携行している身の回り品に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

（注1）保険の対象に家財が含まれる場合にかぎりあります。

（注2）補償の対象外となる身の回り品、被保険者の範囲につきましてはP22をご覧ください。

（注3）保険金額は50万円、100万円のいずれかからお選びいただけます。



大切な庭木への補償に



CHECK

### 庭木修復費用特約

物

保険証券記載の建物と同一敷地内にある庭木\*が火災などにより建物とともに損害を受けた結果、枯死した場合、庭木\*を修復するために必要な費用をお支払いします。

※庭木には、垣、鉢植および草花を含みません。

（注）1回の事故につき、10万円を限度とします。



## その他の特約（オプション） ひとまわり 大きな安心をプラス！

賃貸用集合住宅  
オーナーさま

### 業務上の賠償責任が心配な方へ



#### 施設賠償責任特約

賠

日本国内において発生した次のいずれかの事故により他人にケガをさせたことまたは他人の物を壊したることについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、損害を被る場合に保険金をお支払いします。

- 被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設に起因する偶然な事故（施設における昇降機の所有、使用または管理に起因する偶然な事故を含みます。）
- 被保険者の保険証券記載の業務に起因する偶然な事故

（注1）対象業種は、小売店、料理飲食店、事務所、マンション賃貸・管理業にかぎります。

（注2）この補償には、共栄火災による示談交渉サービスはありません。

（注3）保険金額は下記からお選びいただけます。

①1,000万円 ②3,000万円 ③5,000万円 ④1億円

### 大家さんへ



#### 家賃収入特約

物

他人に貸している住宅がお選びいただいた契約プランの補償対象となる事故により損害を受けた結果、被った家賃収入の損失を補償します。



（注1）保険の対象に建物が含まれる場合にかぎります。

（注2）家賃月額に約定復旧期間を乗じた金額を限度とします。

### 事務所・店舗等を併設されている方へ



#### 営業用什器（じゅうぎ）・備品等損害特約 （自己負担額 1万円）

物

保険証券記載の建物内またはその建物と同一敷地内にある、被保険者が所有する業務用の什器（じゅうぎ）・備品等の動産について、偶然な事故により損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

（注1）保険証券記載の建物の用途が併用住宅の場合にかぎります。併用住宅とは、住居と住居以外の用途（事業）に併用される建物をいいます。

（注2）補償の対象外となる什器（じゅうぎ）・備品等がありますので、詳細につきましては取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

（注3）保険金額は下記からお選びいただけます。

①100万円 ②300万円 ③500万円 ④800万円 ⑤1,000万円

事業者さま

## 支払方法

### 保険料のお支払方法・払込方法および保険期間について

「DアシストⅡ」では、以下のとおり、保険期間・保険料のお支払方法をお選びいただけます。

| 保険料の主なお支払方法         | 初回保険料の払込期日                  |
|---------------------|-----------------------------|
| □座振替払               | ご契約期間の初日が属する月の翌月の金融機関所定の振替日 |
| クレジットカード払<br>（登録方式） | ご契約期間の初日が属する月の翌月末日          |
| コンビニ払               |                             |

| 保険料の主な払込方法 | 保険期間     |
|------------|----------|
| 長期一括払      | 2～5年の整数年 |
| 長期年払       |          |
| 長期月払※      |          |
| 分割払（12回払）※ | 1年       |
| 一括払        |          |

※保険料（地震保険の保険料を含みます。）に対して、5%相当の分割割増を適用します。

### 保険料のお支払いについて

#### クレジットカード払

- 1回の保険料（地震保険の保険料を含みます。）が100万円以上の場合は、ご利用いただけません。

#### コンビニ払

- 保険料（地震保険の保険料を含みます。）が30万円を超える場合は、ご利用いただけません。
- 払込票は保険証券に同封してお送りします。払込期日までにお支払いください。
- 長期一括払・一括払のみご利用いただけます。

### 自動継続制度のおすすめ

保険期間は最長で5年となりますので、住宅ローン等ご利用の場合、返済期間より保険期間が短くなるケースがあります。（住宅ローン等の有無に関わらず、自動継続はご利用できます。）

満期時の更新漏れを防止するため、自動的に保険契約が継続していく年数（総保険期間※）をあらかじめ指定していただき、その範囲内で保険契約を自動的に継続していくことができる「保険契約の継続に関する特約」の付帯をおすすめします。

※最長期間の36年をおすすめします。（6年から36年までの整数年で指定していただきます。）

#### 自動継続のイメージ

住宅ローンの返済期間が  
36年の場合



（注1）ご契約の条件によっては自動継続できない場合があります。

（注2）自動継続制度の適用にあたっては、最初の保険契約は5年の長期一括払または長期年払契約であることが条件となります。

## いざという時、頼りになる

24時間・365日

無料で  
受付けます。住まいの  
助っ人くん

## サービス付帯条件

以下の条件をすべて満たすご契約に付帯します。

## 評価基準

新価(再調達価額)

## 契約プラン

ワイド<sup>プラス</sup>またはワイド

カギ開け・排水管のつまり等、「住まいのトラブル」に専門のスタッフを手配します。

## サービス内容(概要)

カギの  
トラブル

サービスの対象となる建物(専有部分)の玄関・勝手口のカギの紛失時など、一般的な住宅のカギ(カードキーなど特殊なカギを除きます。)の開錠・破錠作業を無料で行います。

- 一般住宅カギの開錠(特殊工具による開錠)
- 施錠された状態で中折れたカギや異物の除去
- その他(カギが回らないなど)の対応 など

水まわりの  
トラブル

サービスの対象となる建物内(専有部分)の水まわりトラブル時に、作業時間30分程度で特殊作業を必要としない応急修理を無料で行います。

- 蛇口からの水漏れ応急修理
- トイレ、排水口の詰まり除去 など

(注) 部品交換が必要な場合や30分程度の応急修理を超える特殊作業を必要とする場合は、お客さまの実費負担となります。

◆ 住まいの助っ人くん専用ダイヤルは、契約プラン「ワイドプラス」または「ワイド」のお客さまにお送りする「住まいの助っ人くん」ご案内カードにてお知らせします。

## ■ サービスの提供条件

「DアシストⅡ ワイドプラスプラン・ワイドプラン」のご契約者または被保険者(ご契約者または被保険者と同居の親族を含みます。)が、事前に専用ダイヤル(通話料無料)にお電話いただきオペレーターが手配したものにカギり、サービスを提供します。

なお、専用ダイヤルにお電話いただいた際には、オペレーターが「DアシストⅡ ワイドプラスプラン・ワイドプラン」の保険証券番号または保険契約者名、ならびに保険の対象の住所を確認させていただきます。

## ■ サービスの対象となる建物

「DアシストⅡ ワイドプラスプラン・ワイドプラン」の被保険者の居住部分(居住の有無を問わず、マンション等の共有部分、公的部分\*は含みません。)にかぎり、サービスを提供します。

\*公的部分とは、市町村等が所有する水道管・下水管等をいいます。

## ■ サービスの利用可能期間など

無料サービスのご利用は、各契約年度1年間に1回にかぎり、サービスを提供します。

## ■ その他

- 一部(離島等)地域によっては、本サービスをご提供できない場合があります。
- 地域によっては、サービスの手配に時間を要する場合があります。
- 今後、サービス内容が予告なく変更される場合や利用を制限させていただく場合があります。

まごころ  
健康ダイヤル

通話料無料で次のサービスをご利用いただけます。

※当サービスは予告なく変更することがありますので、あらかじめご了承ください。

## ①健康・介護相談

24時間 365日

健康・介護に関し、専門スタッフが相談をお受けします。

毎日の健康づくりや、病気の症状等についての相談。全国の医療機関の情報提供など。

※全国の医療機関・介護施設のご案内  
ご希望の地域での病院・診療所や介護施設を検索し情報を提供します(提携施設はございません。)

## 専門家電話相談

## ②年金相談

毎週 火 水 木 曜日 10:00~17:00  
祝日・年末年始を除く

公的な年金に関し、社会保険労務士が電話相談をお受けします。

## ③税務相談

毎週 水 曜日 10:00~17:00  
祝日・年末年始を除く

税金に関し、税理士が電話相談をお受けします。

## ④法律相談

毎週 水 曜日 10:00~17:00  
祝日・年末年始を除く

法律に関し、弁護士が電話相談をお受けします。

※年金・税務・法律相談は、当日10時より先着順で予約受付を行っています。ご予約で一杯になり、お断りすることもありますので、お早めにお電話をお願いします。

**Q1** 分譲マンションの建物保険金額はどのように設定(評価)するのですか？

**A1** 分譲マンションの場合は、土地代の他、共用部分建築費用も除いて、専有部分の建物の評価額を算出します。

**Q2** 区分所有する分譲マンションの戸室について、「建物」を保険の目的として加入しました。バルコニー等の共用部分に損害が発生した場合に保険金は支払われますか？

**A2** 契約プランの「保険金をお支払いする主な場合」に該当する事故によって、被保険者がもっぱら使用・管理しているバルコニー等の共用部分が損害を受け、管理規約に基づき自己の費用で修繕した場合に、修繕費用の実費をお支払いします。

**Q3** ワイドプラン、ワイドプラスプランで補償される「その他不測かつ突発的な事故」で補償対象外となる具体的事例を教えてくださいませんか？

**A3** 不測かつ突発的な事故とは、予測し得ない偶然な事故をいいます。したがって、自然消耗や瑕疵等、保険の対象の性質上不可避免的に生じる現象は補償されません。

**不測かつ突発的な事故の要件**

- 事故そのものが突発的なものであること
- 保険の対象の性質に基づく事故でないこと
- 予測し予防することができない事故であること

**たとえば** .....

- 大型テレビをサイドボードに載せていたところ、長期間による加重のためサイドボードの上板が歪んでしまった
  - 電気器具のさび、家具の日焼け・黄ばみなど目的の性質上、不可避免的に生じる現象
  - 知識、経験から予測し得た原因により発生した事故
- .....は補償されません。

**Q4** 火災保険はいつから加入する必要がありますか？

**A4** 引渡し完了した時点から、お住まいはお客さまの所有となりますので、必ずお引渡し日から火災保険にご加入ください。

**Q5** 保険期間は長期で考えていますが、満期を迎えた時に案内は来るのでしょうか？

**A5** 保険期間が2年以上のお客さまに対して、毎年共栄火災より「ご契約内容確認のお願い」をお送りしています。また、保険が満期を迎える時は大和ハウスインシュアランスより、ご案内させていただきます。

**Q6** 家財の保険金額はどのように評価するのですか？

**A6** 家族構成や世帯主の年齢などから簡易評価表をもとに新価基準(再調達価額)で評価します。別途明記が必要な物については時価評価となります。

**Q7** 庭(敷地内)にある納屋・物置も補償されますか？

**A7** 同一の敷地内であれば付属建物として補償の対象となります。

**Q8** 地震保険で補償されるのは建物だけですか？

**A8** 地震保険の対象となる物は、居住用の建物および家財です。居住用建物でない店舗や事務所、事業のための設備什器(じゅうき)、商品等には地震保険は付保できません。なお、家財も建物同様に地震保険の単独加入はできません。必ず「DアシストII」とセットでのご加入が必要です。

**Q9** 保険期間の途中で、補償パターン(契約プラン)を変更することができますか？

**A9** できません。ご契約時に、よくご検討いただいたうえで、ご契約ください。

## Q10 個人賠償責任特約の補償対象となる被保険者の範囲を教えてくださいか？

**A10** 被保険者の範囲は次のとおりです。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者<sup>※1</sup>
- ③ 記名被保険者またはその配偶者<sup>※1</sup>の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者<sup>※1</sup>の別居の未婚の子
- ⑤ 記名被保険者が未成年者または責任無能力者である場合は、記名被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する者<sup>※2</sup>。ただし、記名被保険者に関する事故にかざります。
- ⑥ ②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、②から④までのいずれかに該当する者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者<sup>※3</sup>。ただし、その責任無能力者に関する事故にかざります。

※1 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

※2 記名被保険者の親族にかざります。

※3 責任無能力者の親族にかざります。

## Q11 携行品損害特約の補償対象となる被保険者の範囲を教えてくださいか？

**A11** 被保険者の範囲は次のとおりです。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者<sup>※</sup>
- ③ 記名被保険者またはその配偶者<sup>※</sup>の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者<sup>※</sup>の別居の未婚の子

※ 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

## Q12 携行品損害特約で補償の対象外となる身の回り品にはどのようなものがありますか？

**A12** 次のような身の回り品は補償の対象外となります。

携帯電話、ノートパソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、株券、手形、定期券、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、自転車、ラジコン、ハンググライダー、サーフボード、ドローン、明記されていない明記物件、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物

など

## Q13 ドアロック交換費用特約で補償対象となる具体的事例を教えてくださいか？

**A13** 家の玄関ドアのカギが盗難<sup>※</sup>に遭い、防犯対策としてドアの錠を交換する必要が生じた場合の費用がお支払いの対象となります。1回の事故について3万円が限度となります。

※警察への届出が必要です。また紛失は対象外です。

## Q14 庭木修復費用特約で補償対象となる具体的事例を教えてくださいか？

**A14** 建物と同じ敷地内のある庭木<sup>※</sup>が、火災や台風などで建物とともに被害を受け、枯死した場合の修復費用がお支払いの対象となります。1回の事故について10万円が限度となります。

※垣、鉢植および草花を除きます。



# 「DアシストⅡ」のご契約にあたって

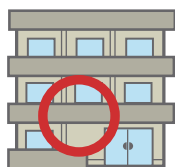
## 1 保険契約の対象について

「DアシストⅡ」でご契約いただけるのは、日本国内に所在する専用住宅（共同住宅<sup>※1</sup>を含みます。）または併用住宅<sup>※2</sup>の建物およびその収容家財です。

- 住居部分のない専用店舗・事務所等のご契約できません。
- 併用住宅建物内の什器（じゅうき）・備品等は「営業用什器（じゅうき）・備品等損害特約（P19）」により保険の対象とすることができます。
- 商品・製品等のご契約できません。



専用住宅



共同住宅



併用住宅



専用店舗

※1 共同住宅とは、1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室が2つ以上あり、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備がある物をいいます。

※2 併用住宅とは、住居と住居以外の用途（事業）に併用される建物をいいます。

## 2 保険の対象となる建物または家財の所有者について

保険の対象となる建物または家財の所有者をご確認ください。ご契約者と所有者が異なる場合は、ご契約の際に保険契約申込書に記載する必要があります。また、保険金をお受け取りいただける方は、所有者の方です。

## 3 保険の対象となる建物（または家財を収容する建物）の所在地について

保険の対象となる建物（または家財を収容する建物）の所在地をご確認ください。保険の対象の所在地は、保険料を決める際に重要となります。ご契約者住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に保険契約申込書に記載する必要があります。

＜水災料率の細分化「水災等区分」について＞

- 水災による損害が増加している一方で、地域間の水災の危険度の違いによる保険料の公平性を図るため、保険の対象となる建物の水災料率を細分化しています。
- 水災等区分は市区町村別に、水災の危険度に応じて、保険料の最も低い「1等地」から最も高い「5等地」までの5つの区分から適用します。

## 4 保険の対象となる建物（または家財を収容する建物）の構造について

「DアシストⅡ」の構造級別は、M構造、T構造、H構造の3区分です。保険料は構造級別によって異なります。

M  
構造



1. 下記の(a)～(d)のいずれかに該当する共同住宅  
(a)コンクリート造建物 (b)コンクリートブロック造建物  
(c)れんが造建物 (d)石造建物
2. 耐火建築物等<sup>※1</sup>の共同住宅
3. 耐火構造建築物の共同住宅

T  
構造



1. 下記の(a)～(d)のいずれかに該当する共同住宅以外の建物  
(a)コンクリート造建物 (b)コンクリートブロック造建物  
(c)れんが造建物 (d)石造建物
2. 鉄骨造建物 3. 耐火建築物等<sup>※1</sup>（共同住宅以外）
4. 耐火構造建築物（共同住宅以外） 5. 準耐火建築物等<sup>※2</sup>
6. 特定避難時間倒壊等防止建築物 7. 省令準耐火建物

H  
構造



M構造およびT構造に該当しない建物

※1 耐火建築物等には「主要構造部が耐火構造の建物」「主要構造部が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物」を含みます。

※2 準耐火建築物等には「主要構造部が準耐火構造の建物」「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」を含みます。

**以下の1.～3.の条件に合致する場合はご注意ください。**

木造建物であっても以下の①～⑤のいずれかに該当する場合は、M構造またはT構造となります。

1. ①耐火建築物等<sup>※1</sup>  
②耐火構造建築物  
③準耐火建築物等<sup>※2</sup>  
④特定避難時間倒壊等防止建築物  
⑤省令準耐火建物

上記に該当する場合は、所定の確認資料が必要となります。

2. H構造の建物のうち、前契約の構造級別がB構造または2級構造である継続契約の場合は、経過措置を適用し、H構造の料率から引き下げた料率を適用する場合があります。継続契約が他の保険会社からの切替契約の場合は所定の確認資料が必要となります。

3. M構造の建物は、専有部分のみのご契約（あわせて共有部分を補償対象とするご契約を含みます。）、共用部分のみのご契約、建物1棟全体のご契約ごとにそれぞれ保険料が異なります。

## 5 保険の対象となる建物の建築年月について

保険の対象となる建物の建築年月をご確認ください。建築後の経過年数により築年数別料率が適用され、築年数が浅い物件ほど保険料は低くなります。

## 6 保険の対象の保険金額の設定について

保険の対象となる建物、家財または明記物件の保険金額の設定については、それぞれ以下の方法によって算出します。

### 1. 建物の保険金額

保険の対象である建物を、修理・再築・再取得するのに必要な額を基準とした再調達価額で評価を行い、ご契約者または被保険者と保険会社との間で「協定再調達価額」を取り決めます。保険金額の設定は「協定再調達価額」の範囲内であれば、任意の額で設定することができます。ただし、「協定再調達価額」の10%未満の額を保険金額とすることはできません。

### 2. 家財の保険金額

保険の対象である家財を、修理・再取得するのに必要な額を基準とした再調達価額で評価を行います。再調達価額の目安については、「標準的な世帯の家財価額表」(P11)をご覧ください。保険金額の設定はこの評価額の範囲内であれば、任意の額で設定することができます。

### 3. 明記物件の保険金額

明記物件の評価額は、家財の保険金額とは別に、時価額を基準に算出します。

## 家財にはお申し込みの際にご申告いただかなければ、補償されないものもあります。

宝石・貴金属・書画・彫刻その他の美術品などで1個または1組の価額が30万円を超えるものや稿本・設計書類などの明記物件は、保険契約申込書に明記してください。

(注) 明記物件のうち、宝石・貴金属・美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるものについては、保険契約申込書に明記されなかった場合でも、1個または1組につき30万円を限度として補償の対象となります。(300万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度)



## 7 建物・家財セット割引について

建物と家財を1保険契約申込書でご契約いただく場合、家財保険料の割引があります(割引適用には一定の条件があります。詳細はP11をご覧ください。)

- 家財の基本契約部分の保険料が10%割引となります。

# 詳しい補償内容(基本契約)

## 基本契約／損害保険金

| 補償の種類      |                                               | 保険金をお支払いする場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  | お支払いする保険金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  | 保険金をお支払いできない主な場合等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
|------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 基本契約／損害保険金 | ①火災<br>②落雷<br>③破裂・爆発                          | 火災、落雷、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  | 建物                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  | 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
|            | ④風災・ひょう災・雪災<br>※竜巻による損害も含まれます。                | 風災（洪水、高潮等を除きます。）、ひょう災または雪災（融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。）によって保険の対象が損害を受けた場合<br><br>（注1）風、雨、雪、ひょうまたは砂塵（さじん）その他これらに類するものの吹き込みによって生じた損害については、建物の外壁、屋根、開口部等または屋外設備・装置の外側の部分が風災、ひょう災または雪災によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害にかぎります。<br><br>（注2）雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのの別の事故によって生じたことが確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。 |  | 次の算式により算出した額とします。ただし、基本契約の保険金額を限度とします。<br><br>損害の額※1－自己負担額※2<br>＝損害保険金<br><br>※1 損害の額とは再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます（協定再調達価額限度）。<br>※2 建物を復旧できない場合または損害の額が協定再調達価額に達した場合は差し引きません。<br><br>建物を復旧したときに損害保険金をお支払いします。（あらかじめ復旧することをお約束いただき、共栄火災が認めた場合は復旧前に保険金をお支払いします。）<br><br>建物のみが保険の対象である場合は、⑨の生活用の現金、小切手、預貯金証書等の盗難は補償されません。 |  | （1）保険契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反<br>（2）家財の置き忘れまたは紛失<br>（3）家財が建物外または付属建物外にある間に生じた事故。ただし、敷地内の宅配物または宅配ボックス等に生じた事故を除きます。<br>（4）運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた事故<br>（5）保険の対象の凍結。ただし、解凍によってその保険の対象が凍結する前の状態に復旧する場合にかぎります。<br>（6）雨漏りおよび風、雨、雪、ひょう、砂塵（さじん）または融雪水の吹き込み、浸込みまたは漏入。ただし、建物または屋外設備・装置の外側の部分が保険金をお支払いする場合の事故によって破損し、その破損部分から内部に吹き込む、浸み込むまたは漏入することによって生じた損害を除きます。<br>（7）戦争、内乱、その他これらに類似の事変または暴動<br>（8）地震・噴火またはこれらによる津波（⑫地震火災費用保険金については、除きます。）<br>（9）核燃料物質に起因する事故<br>（10）保険の対象の自然の消耗・劣化・性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れ、肌落ちその他のこれらに類似の事由またははねずみ食い、虫食い等に起因する損害<br>（11）保険の対象の欠陥に起因する損害。ただし、ご契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた事故を除きます。<br>（12）保険の対象のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または落書きその他の汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害<br>（13）保険の対象の製造者、販売者、荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任（保証書、延長保証制度に基づく製造者、販売者、荷送人等の責任を含みます。）を負うべき損害<br>（14）上記（1）から（13）までのほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、⑩の「①～⑨以外の不測かつ突発的な事故」の損害保険金をお支払いできません。 |  |
|            | ⑤水災<br>（台風、暴風雨等により発生した洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災による損害） | 保険の対象が次の（1）または（2）のいずれかに該当する損害を受けた場合<br>（1）建物の協定再調達価額または家財の再調達価額の30%以上の損害が生じた場合<br>（2）床上浸水※を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合<br><br>※居住の用に供する部分の床（土間、たたきの類を除きます。）を超える浸水または地盤面（床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。）より45cmを超える浸水をいいます。                                                                                                                                                 |  | 家財                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
|            | ⑥建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊等                       | 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象が損害を受けた場合                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  | 次の算式により算出した額とします。ただし、基本契約の保険金額を限度とします。<br><br>損害の額※－自己負担額<br>＝損害保険金<br><br>※損害の額とは再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます（再調達価額限度）。ただし、明記物件の場合は時価額を基準に算出します。                                                                                                                                                                        |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
|            | ⑦水濡れ                                          | 次の（1）または（2）のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水などによって損害を受けた場合<br>（1）給排水設備に生じた事故。ただし、その給排水設備自体に生じた損害を除きます。<br>（2）被保険者（保険の補償を受けられる方）以外の方が占有する戸室で生じた事故                                                                                                                                                                                                                           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
|            | ⑧騒ぎよう・労働争議等に伴う暴力行為・破壊行為                       | 騒ぎよう等の集団行動、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって保険の対象が損害を受けた場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
|            | ⑨盗難                                           | （1）建物、家財の盗難によって生じた盗取、損傷、汚損<br>（2）生活用の現金、小切手、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の盗難（保険の対象を家財とした場合）<br>（注1）盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害の額に含まれます。ただし、（2）の場合には再調達価額を限度とします。<br>（注2）小切手、預貯金証書および乗車券等の盗難による損害は、実際の被害が生じたことを届出すること等の条件があります。                                                                                                                                  |  | 明記物件の盗難の場合は1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。<br><br>現金・小切手・預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに下表の金額を限度として、損害の額をお支払いします。                                                                                                                                                                                                          |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
|            | ⑩①～⑨以外の不測かつ突発的な事故                             | ①から⑨以外の不測かつ突発的な事故によって保険の対象が損害を受けた場合ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊を除きます。                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  | 生活用の現金、小切手、印紙、切手、乗車券等の盗難<br>20万円<br><br>預貯金証書の盗難<br>200万円または家財の保険金額のいずれか低い額                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |

次ページにつづく

次ページにつづく▶

| 補償の種類      | 保険金をお支払いする場合                                                                                                                                                                                                                        | お支払いする保険金                                                                                                                                   | 保険金をお支払いできない主な場合等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本契約／費用保険金 | ①臨時費用<br>①から⑩までの損害保険金が支払われる場合※<br>(「臨時費用保険金なし」をお選び) いただいた場合は補償されません。<br>※「(1)基本となる補償⑨建物電氣的・機械的の事故(特約)」(P29)の損害保険金が支払われる場合を含みます。                                                                                                     | ア. 損害保険金に保険証券記載の支払割合を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに保険証券記載の限度額を限度とします。<br>イ. 臨時費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超える場合でも、臨時費用保険金をお支払いします。 | ①差押え等公権力の行使に起因する損害<br>②被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。<br>③保険の対象に対する加工、修理または調整の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害<br>④不測かつ突発的な外来の事故によらない電氣的事故または機械的の事故に起因する損害<br>⑤詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害<br>⑥土地の沈下・隆起・移動・振動等に起因する損害<br>⑦義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器その他これらに類する物に生じた損害<br>⑧楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。<br>⑨楽器の音色または音質の変化<br>⑩スマートフォン、携帯電話等の携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害<br>⑪電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。<br>⑫動物または植物について生じた損害<br>⑬自転車もしくは原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害<br>⑭保険の対象である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害を除きます。<br>⑮ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品について生じた損害 |
|            | ⑫地震火災費用<br>地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により保険の対象が損害を受け、建物が半焼※1以上または家財が全焼※2となった場合<br>※1 建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の協定再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延床面積に対する割合が20%以上となった場合<br>※2 家財の火災による損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合(明記物件は含みません。) | ア. 1回の事故につき、次の算式によって算出した額をお支払いします。<br>保険金額×支払割合(5%)＝地震火災費用保険金の額<br>イ. ア.の場合において、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|            | ⑬残存物取片づけ費用<br>①から⑩までの損害保険金が支払われる場合※において、それぞれの事故によって残存物取片づけ費用が発生したとき<br>※「(1)基本となる補償⑨建物電氣的・機械的の事故(特約)」(P29)の損害保険金が支払われる場合を含みます。                                                                                                      | ア. 損害保険金の10%を限度に、残存物取片づけ費用の額をお支払いします。<br>イ. 残存物取片づけ費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超える場合でも、残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|            | ⑭水道管凍結損壊修理費用<br>※保険の対象が家財のみの場合は補償されません。<br>建物の専用水道管が凍結によって損壊し、これを修理した場合(パッキンのみに生じた損壊を除きます。)(注)屋外にある散水栓や足洗い場等、建物の用に供していない水道管は補償の対象外です。                                                                                               | 1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度に水道管凍結損壊修理費用をお支払いします。                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|            | ⑮損害防止費用<br>①から③までの事故による損害の発生または拡大の防止のために、必要または有益な費用を支出した場合                                                                                                                                                                          | 消火薬剤等の再取得費用、消火活動により損傷した物の修理費用または再取得費用、消火活動のために緊急に投入された人員または機材にかかわる費用(謝礼等は除きます。)                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| その他の補償     | ⑯仮修理費用・損害範囲確定費用特約<br>①から⑩までの損害保険金が支払われる場合※において、損害が生じた保険の対象の復旧にあたり仮修理費用または損害範囲確定費用が発生したとき<br>※「(1)基本となる補償⑨建物電氣的・機械的の事故(特約)」(P29)の損害保険金が支払われる場合を含みます。                                                                                 | 仮修理費用および損害範囲確定費用の合計額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに下記ア.またはイ.のいずれか低い額を限度とします。<br>ア. 損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額の30%に相当する額<br>イ. 1,000万円 | など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|            | ⑰住宅修理トラブル弁護士費用特約(建物を含む契約に自動セット)<br>保険証券記載の建物について、被保険者が締結した修理、改築、増築や、火災保険の保険金請求の代行・支援・建物の調査等の契約に関する紛争で弁護士等への委任や法律相談の費用を負担した場合<br>(注) 弁護士等に委任または相談される場合、必ずあらかじめ共栄火災にご連絡ください。共栄火災の同意を得ずに弁護士費用や法律相談費用を負担された場合、保険金をお支払いできないことがあります。      | 1回の原因事故につき、弁護士費用保険金は300万円、法律相談費用保険金は10万円限度に、実際に負担した費用をお支払いします。<br>なお、弁護士等への着手金、報酬金等については、共栄火災が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。                     | ●被保険者もしくは被保険者の使用者が営む事業に使用される財物(併用住宅建物の場合は、居住の用に供する部分を除く)について生じた損害<br>●騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由による損害<br>●保険契約または共済契約に関する紛争について弁護士等への委任および法律相談を行う場合<br>など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

※詳細については約款をご確認ください。



個人用火災総合保険を  
ご契約いただくお客さまへ

## 重要事項説明書

※保険契約申込書への署名または記名・押印は、この書面の受領印を兼ねています。

- この書面では、個人用火災総合保険に関する重要事項（「契約概要」、「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

### 契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

### 注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「ご契約のしおり（約款冊子）」\*をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。



このマークに記載の項目は、  
「ご契約のしおり（約款冊子）」  
の該当項目をご確認ください。

※「ご契約のしおり（約款冊子）」は、ご契約後、保険証券とともにお届けしますが、右記コードで開く共栄火災ホームページ（<https://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>）からもご確認ください。なお、Web約款を希望された場合は、「ご契約のしおり（約款冊子）」はお届けしませんのでご注意ください。お申込み後にお届けをご希望される場合は、取扱代理店または共栄火災までお申し出ください。



## 用語のご説明

主な用語のご説明は次のとおりです。その他の用語については、「ご契約のしおり（約款冊子）」をご確認ください。

| 用 語               | 説 明                                                                                          |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| き 危険              | 損害または費用の発生の可能性をいいます。                                                                         |
| 協定再調達価額           | 保険の対象である建物の再調達価額を基準として、共栄火災とご契約者または被保険者との間で評価し、協定した額をいいます。                                   |
| け 原動機付自転車         | 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に定める「原動機付自転車（原動機の総排気量が125cc以下または定格出力が1.00キロワット以下の二輪車など）」をいいます。    |
| こ ご契約者<br>（保険契約者） | 共栄火災に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。                                                       |
| さ 再調達価額           | 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいい、保険の対象に損害が生じた場合には、その損害が生じた地および時におけるその額とします。   |
| し 時価額             | 保険の対象の再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいい、保険の対象に損害が生じた場合には、その損害が生じた地および時におけるその額とします。       |
| た 他の保険契約等         | この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。                                              |
| と 特約              | オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。ご契約の内容により自動的にセットされるものとご希望によりセットできるものがあります。 |
| ひ 被保険者            | 保険契約により補償を受けられる方をいいます。                                                                       |
| ふ 普通保険約款          | ご契約いただいた保険契約の基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。                                            |
| ほ 保険金             | 保険契約により補償される損害が生じた場合に共栄火災がお支払いすべき金銭をいいます。                                                    |
| 保険金額              | 保険契約により補償される損害が生じた場合に共栄火災がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。                                               |
| 保険の対象             | 保険契約により補償される物をいいます。                                                                          |
| 保険料               | ご契約者が保険契約に基づいて共栄火災に払い込むべき金銭をいいます。                                                            |
| め 明記物件            | ご契約時に保険契約申込書に明記された、宝石・貴金属・書画・彫刻その他美術品などで1個または1組の価額が30万円を超えるものや、稿本・設計書類などをいいます。               |

# 契約締結前におけるご確認事項

## 1 商品の仕組み 契約概要

### (1) 適用となる約款の種類

この保険は、契約方式（保険の対象）、評価基準・支払基準に応じて適用となる約款が異なります。

| ご契約の種類                   | 適用となる約款の種類   | 保険の対象 | 評価基準・支払基準<br>(保険金額設定時の評価基準および損害保険金の支払基準)                         |
|--------------------------|--------------|-------|------------------------------------------------------------------|
| 建物またはその収容家財一式の損害を補償するご契約 | 再調達<br>(評価済) | 建物    | 協定再調達価額を基準として保険金額を定め、その協定再調達価額に基づく損害の額に基づき保険金をお支払いします。           |
|                          |              | 家財一式  | 再調達価額を基準として保険金額を定め、損害が発生した地および時における再調達価額に基づく損害の額に基づき保険金をお支払いします。 |

### (2) 契約プラン・特約等

個人用火災総合保険の基本となる補償、自動的にセットされる主な特約【自動セット特約】、セットすることができる主な特約【任意セット特約】は次のとおりです。



保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金の額、ご希望によりセットできる主な特約

#### 基本となる補償(契約プラン)

○:補償します ×:補償しません

|                 |                              | ワイドプラス |    | ワイド |    | ベーシック |    |
|-----------------|------------------------------|--------|----|-----|----|-------|----|
|                 |                              | 1型     | 5型 | 1型  | 5型 | 2型    | 6型 |
| 建物や家財等の補償<br>※2 | ① 火災、落雷、破裂・爆発※1              | ○      | ○  | ○   | ○  | ○     | ○  |
|                 | ② 風災、雹(ひょう)災、雪災              | ○      | ○  | ○   | ○  | ○     | ○  |
|                 | ③ 水災                         | ○      | ×  | ○   | ×  | ○     | ×  |
|                 | ④ 物体の落下、飛来、衝突                | ○      | ○  | ○   | ○  | ○     | ○  |
|                 | ⑤ 水濡れ                        | ○      | ○  | ○   | ○  | ○     | ○  |
|                 | ⑥ 騒擾(じょう)・労働争議等              | ○      | ○  | ○   | ○  | ○     | ○  |
|                 | ⑦ 盗難                         | ○      | ○  | ○   | ○  | ○     | ○  |
|                 | ⑧ 不測かつ突発的な事故                 | ○      | ○  | ○   | ○  | ×     | ×  |
|                 | ⑨ 建物電氣的・機械的事故                | ○      | ○  | ×   | ×  | ×     | ×  |
| 費用の補償<br>※3     | 臨時費用                         | ○      |    | ○   |    | ○     |    |
|                 | 地震火災費用                       | ○      |    | ○   |    | ○     |    |
|                 | 残存物取片づけ費用                    | ○      |    | ○   |    | ○     |    |
|                 | 水道管凍結損壊修理費用<br>(保険の対象が建物の場合) | ○      |    | ○   |    | ○     |    |

#### 自動セット特約

##### 【すべてのご契約】

仮修理費用・  
損害範囲確定費用特約

##### 【建物のご契約】

住宅修理トラブル  
弁護士費用特約

#### 任意セット特約(主なもの)

特定設備水災補償特約

個人賠償責任特約

類焼損害特約

携行品損害特約

庭木修復費用特約

ドアロック交換費用特約

#### 地震保険 原則自動セット

※1 損害発生・拡大防止のために必要または有益な費用(消火薬剤の再取得費用等)を支出した場合には、その費用を損害の額とは別に実費でお支払いします。

※2 「建物や家財等の補償」に関する損害保険金のお支払いの際には、自己負担額が差し引かれます。

※3 費用の補償の詳細については「ご契約のしおり(約款冊子)」をご確認ください。

### (3) 自己負担額

この保険では、保険金の計算にあたって損害の額から自己負担額を差し引きます。自己負担額は、なし(0円)、1万円、3万円、5万円、10万円からご選択いただけます。ただし、なし(0円)、1万円をご選択された場合でも、不測かつ突発的な事故および建物電氣的・機械的事故における自己負担額は3万円となります。

## 2 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

### (1) 基本となる補償

契 約 概 要

注意喚起情報

基本となる補償(契約プラン)の概要および保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。  
詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。



保険金をお支払い  
できない主な場合

| 保険金をお支払いする場合(次のいずれかの事故により保険の対象に損害が生じた場合)          |                                                                                                                                                                                                                                                                   | 保険金をお支払いできない主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①火災、落雷、<br>破裂・爆発                                  | 火災(消火活動による水濡れを含みます。)、落雷、破裂または爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破裂またはその現象)                                                                                                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ご契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反</li> <li>●家財の置き忘れまたは紛失</li> <li>●家財(野積みの家財を除きます。)*が保険証券記載の建物外または屋外設備・装置外にある間に生じた事故(ただし、敷地内の宅配物または宅配ボックス等に生じた事故を除きます。)</li> <li>●火災等の事故の際における保険の対象の紛失・盗難</li> <li>●保険の対象の凍結(解凍によってその保険の対象が凍結する前の状態に復旧する場合にかぎり、)</li> <li>●雨漏りおよび風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)または融雪水の吹込み、浸込みまたは漏入(ただし、建物または屋外設備・装置の外側の部分が保険金をお支払いする場合の事故によって破損し、その破損部分から内部に吹き込む、浸み込むまたは漏入することによって生じた損害を除きます。)</li> <li>●地震・噴火またはこれらによる津波(地震火災費用保険金は除きます。)</li> <li>●核燃料物質または放射能汚染による事故</li> <li>●保険の対象の欠陥</li> <li>●保険の対象の自然の消耗・劣化・性質によるさび、かび、変色、発酵、ひび割れ、肌落ち等</li> <li>●ねずみ食い、虫食い等</li> <li>●保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない、すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の外観上の損傷または落書きその他の汚損</li> <li>●保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(保証書または延長保証制度に基づく製造者、販売者または荷送人等の責任を含みます。)*を負うべき損害 など</li> </ul>                                                                                                                                     |
| ②風災、<br>雹(ひょう)災、<br>雪災                            | 台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹(ひょう)災または豪雪(雪の重み、落下等による事故)、雪崩による雪災(融雪水の漏入・凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。)                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| ③水災                                               | 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災<br>※保険の対象に次のア、またはイ、の損害が生じた場合にかぎり、<br>ア、評価額(協定再調達価額、再調達価額または時価額)の30%以上の損害<br>イ、床上浸水(地盤面より45cmを超える浸水を含みます。)*による損害                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| ④物体の落下、<br>飛来、衝突                                  | 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| ⑤水濡れ                                              | 給排水設備に生じた事故(その給排水設備自体に生じた損害を除きます。)*または他人の占有する戸室で生じた事故による水濡れ                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| ⑥騒擾(じょう)・<br>労働争議等                                | 騒擾(じょう)等の集団行動、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| ⑦盗難                                               | 盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷、汚損                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 生活用の現金・<br>小切手・預貯金<br>証書等の盗難<br>(保険の対象が<br>家財の場合) | 保険証券記載の建物内での生活用の現金、小切手 <sup>*1</sup> 、預貯金証書 <sup>*2</sup> 、印紙、切手、乗車券等 <sup>*3</sup> の盗難<br>※1 小切手の振出人・支払金融機関あてにただちに被害の届出を行い、かつ、その小切手に対して支払金融機関による支払がなされた場合にかぎり、<br>※2 預貯金先にただちに被害の届出を行い、かつ、その預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出された場合にかぎり、<br>※3 ただちに乗車券等の発行者あてに被害の届出をした場合にかぎり、 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| ⑧不測かつ突発的な事故                                       | ①～⑦の事故を除く、不測かつ突発的な事故<br>※凍結によって建物の専用水道管について生じた損壊を除きます。                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| ⑨建物電氣的・<br>機械的事故<br>(特約)                          | この特約の対象 <sup>*</sup> である建物に付加された空調設備、電気設備、給排水・衛生設備、昇降設備、厨房機械設備、駐車機械設備などについて、電氣的・機械的事故により損害が生じた場合<br>※テレビ、オーディオ機器等の家庭用電気器具は、建物に付加したものであってもこの特約の対象とはなりません。                                                                                                          | <p>上記のほか、「不測かつ突発的な事故」の保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険の対象のうち、次のものに生じた損害 <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器等</li> <li>・スマートフォン、携帯電話等の携帯式通信機器</li> <li>・自転車もしくは原動機付自転車またはこれらの付属品</li> <li>・動物および植物</li> <li>・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品</li> </ul> </li> <li>●電球等の管球類のみに生じた損害 など</li> </ul> <p>上記のほか、建物電氣的・機械的事故の保険金をお支払いできない場合は、次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①この特約の対象の製造者または販売者等が発行する取扱説明書または注意書等に従わない不適切な使用、維持または管理に起因して生じた損害</li> <li>②この特約の対象の納入者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任を負うべき損害</li> <li>③不当な修理や改造によって生じた事故に起因する損害</li> <li>④消耗部品および付属部品の交換</li> <li>⑤この特約の対象またはこの特約の対象以外のコンピュータ、コンピュータ以外に含まれるマイクロプロセッサ(コンピュータチップを含みます。)*、データ、プログラムもしくはこれらに依存する生産物が年月日または時間を正しく認識、処理、区別または解釈できないことによって生じた損害</li> <li>⑥⑤以外のコンピュータプログラム、インプットデータ等コンピュータソフトウェアに生じた損壊、改ざん、消去等</li> <li>⑦電源周波数(Hz)、ガス種の変更に伴う改造、修理</li> <li>⑧ボイラスケールが進行した結果その部分に生じた損害 など</li> </ol> |

## (2) お支払いする保険金の額

契約概要

注意喚起情報

契約プランの補償の対象となる事故により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。



保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金の額

| 普通保険約款の種類 | 保険の対象                                  | 損害保険金の額                                                                                                                       |
|-----------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 再調達(評価済)  | 建物 <sup>※1</sup><br>家財一式 <sup>※4</sup> | <div> <div>損害の額<sup>※2</sup><br/>(協定再調達価額または再調達価額基準)</div> <div>− 自己負担額<sup>※3</sup></div> <div>[1事故につき、保険金額が限度]</div> </div> |

※1 保険の対象となる建物を復旧したときに損害保険金をお支払いします。(あらかじめ復旧することをお約束いただき、共栄火災が認めた場合は復旧前に保険金をお支払いします)

※2 損害の額の算出方法については、普通保険約款・特約をご確認ください。

※3 保険の対象が建物の場合、建物を復旧できないときや損害の額が協定再調達価額に達したときは、自己負担額を差し引きません。

※4 保険の対象が明記物件の場合や生活用の現金・小切手・預貯金証書等の盗難の場合の損害保険金の算出方法については、普通保険約款をご確認ください。

(注) 上記の保険金以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。詳しくは、普通保険約款をご確認ください。

## (3) 主な特約の概要

契約概要

個人用火災総合保険にセット可能な主な特約は、次のとおりです。特約の詳細およびその他の特約については、普通保険約款・特約をご確認ください。



ご希望によりセットできる主な特約

| 特約の名称              | 特約の補償内容                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 類焼損害特約             | 火災、破裂または爆発によって近隣の住宅建物またはその収容家財に損害を与えた場合に保険金をお支払いします。ただし、類焼した住宅建物や家財が他の保険契約等に加入していた場合、他の保険契約等が優先となります。                                                                                                                           |
| ドアロック交換費用特約        | 日本国内で建物のドアのカギが盗まれ、ドアの錠の交換費用を被保険者が支出した場合に、その交換費用をお支払いします。                                                                                                                                                                        |
| 個人賠償責任特約           | 次の①・②について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。なお、事故(住宅の所有・使用・管理または日常生活に起因する偶然な事故をいいます。①・②において同様とします。)が日本国内で生じた場合にかぎり一定の条件の下、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。<br>①日本国内外で生じた事故による他人のケガまたは他人の物の損壊<br>②日本国内で生じた事故による軌道上を走行する電車等の陸上の乗用具の運行不能 |
| 特定設備水災補償特約(浸水条件なし) | 水災による損害の程度にかかわらず、水災によってこの特約の対象である次の①から④までに掲げる機械設備等について生じた損害に対して保険金をお支払いします。<br>①空調設備または冷暖房設備 ②充電設備、発電設備または蓄電設備 ③給湯設備 ④①から③までの各設備に付属する配線・配管・ダクト設備                                                                                |
| 庭木修復費用特約           | 保険証券記載の建物と同一敷地内にある庭木(垣、鉢植および草花を除きます。)が火災などにより損害を受けた結果、枯死した場合、庭木を修復するために必要な費用をお支払いします。                                                                                                                                           |

## (4) 補償重複に関するご注意

注意喚起情報

次表の特約等のご契約にあたっては、補償内容が同様のご契約(個人用火災総合保険以外のご契約にセットされる特約や共栄火災以外のご契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。\*

※1 契約のみに特約をセットした場合、転居等によりご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

|   | 今回ご契約の補償 | 補償の重複が生じる他のご契約の例                                   |
|---|----------|----------------------------------------------------|
| ① | 類焼損害特約   | 他の火災保険などにセットされる類焼損害特約 など                           |
| ② | 携行品損害特約  | 傷害保険、他の火災保険などにセットされる携行品損害特約 など                     |
| ③ | 個人賠償責任特約 | 傷害保険、自動車保険、他の火災保険などにセットされる個人賠償責任特約、日常生活賠償責任補償特約 など |

## (5) 保険の対象

契約概要

保険の対象は、日本国内にある住居専用の建物(専用住宅)、事務所等と住居を併用している建物(併用住宅)、これらの建物に収容されている家財一式です。保険の対象の範囲は下表のとおりです。

| 保険の対象 | 保険の対象の範囲                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①建物   | <p>被保険者の所有する次のア.～オ.の物は、特に取り決めがないかぎり、保険の対象に含まれます。</p> <p>ア. 畳、建具その他これらに類する物</p> <p>イ. 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に取り付けられたもの</p> <p>ウ. 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に取り付けられたもの</p> <p>エ. 門・塀・垣、物置・車庫その他の付属建物</p> <p>オ. 建物の基礎</p> |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ②家財一式 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 次のア～オの物は、保険の対象に含まれません。<br/>           ア. 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)<br/>           イ. 現金、小切手、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等(定期券を除きます。)その他これらに類する物<sup>※1</sup><br/>           ウ. 商品・製品等 エ. 業務用の什器(じゅうぎ)・備品等 オ. データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物<sup>※2</sup><br/> <sup>※1</sup> 盗難を補償する家財のご契約にかぎり、イ.のうち、生活用のもの(小切手以外の有価証券は除きます。)の盗難の場合、保険の対象として取り扱います。<br/> <sup>※2</sup> オ.のうち、新品のコンピュータにすでに記録されていたもの(OSなど)が、そのコンピュータと同時に補償の対象となる事故により損害を受けた場合にかぎり、保険の対象として取り扱います。</li> <li>● 明記物件は、ご契約時に保険契約申込書に明記することにより、保険の対象に含めることができます。</li> <li>● 次のア～ウの物は、特に取り決めがない限り、保険の対象に含まれます。<br/>           ア. 被保険者またはその配偶者の親族が所有する家財<br/>           イ. 建物と家財の所有者が異なる場合、建物のア～ウの物で被保険者の所有する生活用のもの<br/>           ウ. 物置、車庫その他の付属建物に収容される家財および敷地内の宅配物または宅配ボックス等</li> </ul> |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## (6) 保険金額の設定 契約概要

保険金額は、適用となる約款の種類に応じて、次のとおり設定してください。お客さまが実際に契約する保険金額については、保険契約申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。なお、複数の契約に分けて加入する場合は、まとめて契約するよりも、保険料の合計額が高くなる場合がありますのでご注意ください。



| 適用となる約款の種類 | 保険の対象 | 保険金額の設定                                                                                 |
|------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 再調達(評価済)   | 建 物   | 協定再調達価額の10%～100%の範囲内で、保険金額を設定することができます。                                                 |
|            | 家財一式  | 再調達価額の範囲内で、保険金額を設定することができます。ただし、明記物件が保険の対象に含まれる場合は、明記物件の保険金額(時価額基準)と合算します。 <sup>*</sup> |

<sup>\*</sup> 保険金額が評価額(再調達価額または時価額)を超過していた場合は、その超過部分については保険金をお支払いすることができません。  
 また、保険金額が評価額(再調達価額または時価額)に満たない場合は、お支払いする保険金が損害の額よりも少なくなることがあります。

## (7) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

保 險 期 間 ▶ 最長5年まで(ご契約条件と保険料の払込方法によって異なります。)  
 補償の開始 ▶ 保険期間の初日(始期日)の午後4時(これと異なる時刻を指定した場合はその時刻)  
 補償の終了 ▶ 保険期間の末日(満期日)の午後4時

# 3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

## (1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、補償内容、保険金額、保険期間、払込方法、建物の用途・所在地・面積・構造・建築年月等によって決まります。お客さまが実際にご契約する保険料については保険契約申込書の保険料欄でご確認ください。

## (2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は、保険料を全額払い込む一時払と複数の回数に分けて払い込む分割払とがあります。主な払込方法は、次のとおりです。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。



○: 選択できます ×: 選択できません

| 主な払込方法                  | 分割払                     |                    |      | 一時払 |       |
|-------------------------|-------------------------|--------------------|------|-----|-------|
|                         | 分割払(12回払) <sup>※1</sup> | 長期月払 <sup>※1</sup> | 長期年払 | 一括払 | 長期一括払 |
| 口座振替                    | ○                       | ○                  | ○    | ○   | ○     |
| クレジットカード払 <sup>※2</sup> | ○                       | ○                  | ○    | ○   | ○     |
| コンビニ払 <sup>※3</sup>     | ×                       | ×                  | ×    | ○   | ○     |

<sup>※1</sup> 保険料(地震保険の保険料を含みます。)に対して、5%相当の分割割増を適用します。  
<sup>※2</sup> 1回の保険料(地震保険の保険料を含みます。)が100万円以上の場合は、ご利用いただけません。  
<sup>※3</sup> 保険料(地震保険の保険料を含みます。)が30万円を超える場合は、ご利用いただけません。

(注) お客さまの勤務先または所属する団体等を通じて集金する団体扱や集団扱もありますが、ご加入には一定の条件があります。

## (3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料は払込期日までに払い込んでください。保険料の払込方法が口座振替、クレジットカード払またはコンビニ払の場合、払込期日の翌月末まで<sup>\*</sup>猶予期間がありますが、猶予期間を過ぎても保険料の払込みがないときは、事故が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

団体扱契約、集団扱契約は、それぞれの団体・集団との集金契約により異なります。

<sup>\*</sup> 口座振替の場合、保険料が払い込まれなかったことについてご契約者に故意および重大な過失がないときにかぎり、払込期日の翌々月末までとなります。

## 4 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

個人用火災総合保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5 地震保険の取扱い

### (1) 商品の仕組み 契約概要 注意喚起情報

地震保険は、個人用火災総合保険(以下「主契約」といいます。)\*とあわせてご契約ください。地震保険を単独でご契約いただくことはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、保険契約申込書の「地震保険未加入時のご確認欄」にご署名(または押印)ください。

### (2) 補償内容 契約概要 注意喚起情報

地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)\*を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

 損害の認定基準  
について

| 損害の<br>程 度 | 保険金をお支払いする場合                                        |                             | お支払いする<br>保険金の額               |
|------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|
|            | 建 物                                                 | 家 財                         |                               |
| 全 損        | 主要構造部*の損害の額が建物の時価額の50%以上                            | 家財の損害の額が家財全体の時価額の80%以上      | 地震保険の保険金額の全額<br>(時価額が限度)      |
|            | 焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上                         |                             |                               |
| 大 半 損      | 主要構造部*の損害の額が建物の時価額の40%以上50%未満                       | 家財の損害の額が家財全体の時価額の60%以上80%未満 | 地震保険の保険金額の60%<br>(時価額の60%が限度) |
|            | 焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の50%以上70%未満                    |                             |                               |
| 小 半 損      | 主要構造部*の損害の額が建物の時価額の20%以上40%未満                       | 家財の損害の額が家財全体の時価額の30%以上60%未満 | 地震保険の保険金額の30%<br>(時価額の30%が限度) |
|            | 焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上50%未満                    |                             |                               |
| 一 部 損      | 主要構造部*の損害の額が建物の時価額の3%以上20%未満                        | 家財の損害の額が家財全体の時価額の10%以上30%未満 | 地震保険の保険金額の5%<br>(時価額の5%が限度)   |
|            | 全損・大半損・小半損に至らない建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合 |                             |                               |

\*基礎、柱、壁、屋根等をいいます。

(注) 1回の地震等\*による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円(2024年5月現在)を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{12\text{兆円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

\*72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

### (3) 保険金をお支払いできない主な場合等 契約概要 注意喚起情報

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害 など

### (4) 保険期間 契約概要

- 主契約が1年以下の場合：主契約の保険期間と合わせてご契約いただきます。
- 主契約が1年を超える場合\*：地震保険を1年ずつ自動的に継続する方式や、最長5年までの長期契約とする方式があります。なお、主契約の保険期間と合わせてご契約いただきます。

\*主契約の払込方法が長期年払・長期月払の場合、主契約の保険期間と合わせてご契約いただきます。

- 主契約の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくこともできます。

(注1) 地震保険が自動継続する方式でご契約の場合、料率改定などを行ったときは自動継続時に保険料を変更します。

(注2) 地震保険が自動継続する方式でご契約の場合、継続時に継続後の保険料をお払込みいただきます。

### (5) 引受条件(保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等) 契約概要

- 地震保険の対象は「居住用建物」または「居住用建物に収容されている家財一式」です。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。
- 次の物は地震保険の対象に含まれません。

- 現金、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 自動車
- 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品で、1個・1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 商品、営業用什器(じゅうぎ)・備品その他これらに類する物

- 地震保険の保険金額は、主契約の保険金額の30%～50%の範囲内で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。なお、アパート・マンションのご契約では限度額が異なる場合があります。また、地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して限度額を適用します。

- 地震保険の保険料は、保険金額のほかに、建物の所在地・構造により異なります。また、所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引を適用できる場合があります。お客さまが実際に契約する保険料については、保険契約申込書の保険料欄でご確認ください。

(注) 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできませんのでご注意ください。

### (6) 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

地震保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

# 契約締結時におけるご注意事項

## 1 ご契約時の告知義務 注意喚起情報

保険契約者または被保険者には、保険契約の締結に際し、保険会社が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)\*にご回答いただく義務(告知義務)があります。特に、以下の①～⑬について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合は、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険の対象 ② 保険の対象の所在地 ③ 建物の建築年月 ④ 建物の種類(構造) ⑤ 物件種別 ⑥ 建物の用法(用途) ⑦ 建物の面積  
⑧ 保険の対象の職作業 ⑨ 保険の対象の作業規模人員 ⑩ 保険の対象の業種(施設賠償責任特約をセットする場合)  
⑪ 共用部分の有無(M構造建物の場合) ⑫ 家賃月額(家賃収入特約をセットする場合) ⑬ 他の保険契約等(共済契約を含みます。)\*

※他の保険契約等(共済契約を含みます。)\*がある場合には必ずお申出ください。ご契約にあたっては、他の保険契約等(共済契約を含みます。)\*とあわせて協定再調達価額または再調達価額に過不足なく保険金額をお決めください。

## 2 クーリングオフ制度 注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下「クーリングオフ」といいます。)\*を行うことができます。

### ▶お申し出いただける期間

「ご契約のお申込日」または「重要事項説明書の受領日」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内にお申出いただく必要があります。

### ▶お手続き方法

郵便(8日以内の消印有効)または  
右記コードで開く共栄火災ホームページ  
([https://www.kyoeikasai.co.jp/contract/flow/cooling\\_off.html](https://www.kyoeikasai.co.jp/contract/flow/cooling_off.html))  
(8日以内の発信日有効)でご通知ください。\*

※取扱代理店は、クーリングオフのお申出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。



### ▶払い込みいただいた保険料の取扱い

クーリングオフをお申出された場合は、すでに払い込みいただいた保険料は返します。

また、共栄火災および取扱代理店は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償金または違約金を一切請求いたしません。なお、保険期間の初日(始期日)以後にクーリングオフのお申出をされる場合は、保険期間の初日(保険期間の初日以後に保険料を払い込みいただいたときは、共栄火災

が保険料を受領した日)からクーリングオフのお申出までの期間に相当する保険料を日割でお支払いいただくことがあります。

### ▶宛先およびご通知いただく事項(郵便の場合)

(あて先) 〒179-0075 東京都練馬区高松5-8-20  
共栄火災海上保険株式会社 クーリングオフ担当 行  
(記入例)

下記保険契約をクーリングオフします。  
申込者住所: ○○○○○○○○ 証券番号または: ○○○○○○○○  
氏 名: ○○○○○○○○ 領収証番号: ○○○○○○○○  
連絡先電話番号: ○○○○○○○○ 保 険 期 間: ○○○○年○○月○○日  
申 込 日: ○○○○年○○月○○日 ~○○○○年○○月○○日  
保 険 種 類: ○○○○保険 取扱営業店名: ○○○○○○  
取扱代理店名: ○○○○○○  
(注)自署以外の場合は、お名前の後に押印をお願いします。

### ▶クーリングオフができない場合

- 保険期間が1年以内のご契約
- 「通販特約」に基づき申し込まれたご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 特約により自動的に継続となったご契約
- 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- 質権が設定されたご契約
- 賃貸借契約等により契約が義務づけられている借家人賠償責任条項を付帯した家財一式を保険の対象としたご契約
- 第三者の担保に供されているご契約

# 契約締結後におけるご注意事項

## 1 通知義務等 注意喚起情報

ご契約者または被保険者には、通知事項に変更が生じた場合に遅滞なく通知していただく義務があります。通知事項とは、保険契約申込書において☆印がついている項目のことです。通知事項の変更について通知していただけない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

### ▶ご注意ください事項

- 通知事項に掲げる事実が発生し、次の①または②に該当する場合には、お引受けを継続することができないため、ご契約を解除する必要がありますので、ご注意ください。
  - ① 保険の対象が日本国外に移転した場合
  - ② 住居に使用される部分がなくなった場合
- ご契約後、右記の場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、取扱代理店または共栄火災にご通知ください。

### ▶主な通知事項

- 建物の種類(構造)または用法(用途)を変更した場合
- 保険の対象の所在地を変更した場合
- 告知事項の内容(「他の保険契約等」は除きます。)\*に変更が生じた場合 など

### ▶ご契約の変更が必要となる主な場合

- 保険の対象を譲渡・売却する場合※  
※ご契約の継続(ご契約の権利および義務の移転)を希望される場合は、事前にご通知ください。
- ご契約者の住所または通知先を変更した場合
- ご契約締結後に保険の対象の価値が著しく増加または減少した場合(建物の増築・改築等) など



ご契約後にご注意  
いただきたいこと

## 2 解約返れい金 契約概要 注意喚起情報



ご契約を解約する場合は、取扱代理店または共栄火災にお申出ください。

### ▶ご注意いただく事項

- 約款の規定にしたがい、保険料を返還します。(未払込保険料を請求することがあります。)
- 分割払(12回)または長期月払のご契約の場合、払い込んでいない保険料があるときは、解約日以降に保険料を請求することがあります。この保険料を払い込んでいただけない場合は、解約日以前に遡ってご契約を解除することがあります。
- 長期一括払のご契約を解約される場合、返還される保険料の計算方法については、共栄火災ホームページ(<https://www.kyoeikasai.co.jp/contract/flow/unexpired.html>)をご確認ください。

# その他ご留意いただきたいこと

## 1 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、共栄火災との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、共栄火災と直接契約されたものとなります。

## 2 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。個人用火災総合保険(ご契約者が個人、小規模法人\*またはマンション管理組合である場合)および地震保険(すべての契約)は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、解約返れい金等はそれぞれ次のとおり補償されます。

\*破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。

| 保険種類      | 保険金(事故発生時の補償)                              | 解約返れい金等 |
|-----------|--------------------------------------------|---------|
| 個人用火災総合保険 | 破綻後3か月以内の保険事故……100%<br>破綻後3か月経過後の保険事故……80% | 80%     |
| 地震保険      | 100%                                       | 100%    |

## 3 個人情報の取扱い 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります(商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。)。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

### ● 契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保

険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

### ● 再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災ホームページ(<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>)をご覧ください。

## 4 ご契約の条件について

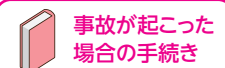
過去の事故の発生状況等によっては、ご契約条件(ご契約の引受け・補償内容等)についてお客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 5 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

## 6 事故が起こった場合



事故が起こった場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり(約款冊子)」の「事故が起こった場合の手続き」に記載の書類等をご提出いただくことがあります。また、「保険が使える」と言って建物修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者が来てもすぐに建物修理サービスなどの契約はせず、取扱代理店または共栄火災にご相談ください。トラブルがあった場合には、「保険金に関する災害乗客商法 相談ダイヤル」にご相談ください。

この「重要事項説明書」に記載のない次の事項については、「ご契約のしおり(約款冊子)」をご確認ください。



ご契約の自動継続について、保険証券について、保険金をお支払いした後のご契約、保険契約の無効・失効・取消し、共同保険について など

## ご注意ください

- このパンフレットは「個人用火災総合保険(新価・実損払)」の概要を説明したものです。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。ご契約の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。
- ご契約者以外に保険の補償を受けられる方(被保険者)がいいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- ご契約の際には保険契約申込書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。事実と相違している場合には保険金をお支払いできなくなることがありますのでご注意ください。
- この保険商品に関するお客さまとの取引が保険以外の他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- このパンフレットを大和ハウスグループ以外の代理店が自らのホームページ、広告物等へ掲載することはできません。
- 約款冊子の内容は共栄火災ホームページ(<https://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>)でご覧いただけます。
- 「保険が使える」と言って建物修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者が来てもすぐに建物修理サービスなどの契約はせずに、取扱代理店または共栄火災にご相談ください。トラブルがあった場合には、「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル」にご相談ください。

## 保険申請サポート業者等とのトラブルに関するご相談は

一般社団法人 日本損害保険協会  
保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル

**0120-309-444**

通話料 無料 (さあ連絡しよう)

受付時間：平日 午前9:00～午前12:00、午後1:00～午後5:00

## 指定紛争解決機関 注意喚起情報

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
<https://www.sonpo.or.jp/>

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

**0570-022-808**

ナビダイヤル  
通話料有料

受付時間：平日 午前9:15～午後5:00

## 保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

カスタマーセンター

**0120-719-112**

通話料  
無料

受付時間：平日 午前9:00～午後6:00

お申出の内容に応じて、取扱代理店または共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

## もしも事故が起きたら…

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」

**0120-044-077**

通話料  
無料

## ネットで約款!(Web約款) について

### ネットで約款!



<https://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>

今後、約款冊子をご希望の場合は、保険証券記載の代理店・扱者または共栄火災営業店までご連絡ください。

ご契約のお申込み時に「Web約款を希望する」をお選びいただいたお客様には、約款冊子は保険証券に同封しておりません。主な保険契約の約款冊子の内容は、共栄火災のホームページでご覧いただけます。

## 共栄火災マイページのご案内

### 共栄火災 マイページ



<https://www.kyoeikasai.co.jp/kymp/>

共栄火災マイページは、ご契約の照会や所定のお手続き、共栄火災からのお知らせ配信などのサービスをご利用いただける、個人のお客様専用のWEBページです。ご登録は数分程度と、わずかな時間で完了します。ご登録がお済みでない方は、特設ページからご登録をお願いします!

<お問い合わせ先・取扱代理店>

### 大和ハウス工業株式会社

ホームページアドレス <https://www.daiwahouse.co.jp/>  
補償内容に関するお問い合わせは下記大和ハウス工業事務所まで

### 大和ハウスインシュアランス株式会社

ご契約後の契約内容に関するお問い合わせ(契約の異動・解約を含む)ならびに事故が発生した場合のご通知は、下記大和ハウスインシュアランス事業所まで

<引受保険会社>

### 共栄火災海上保険株式会社

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6  
ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>